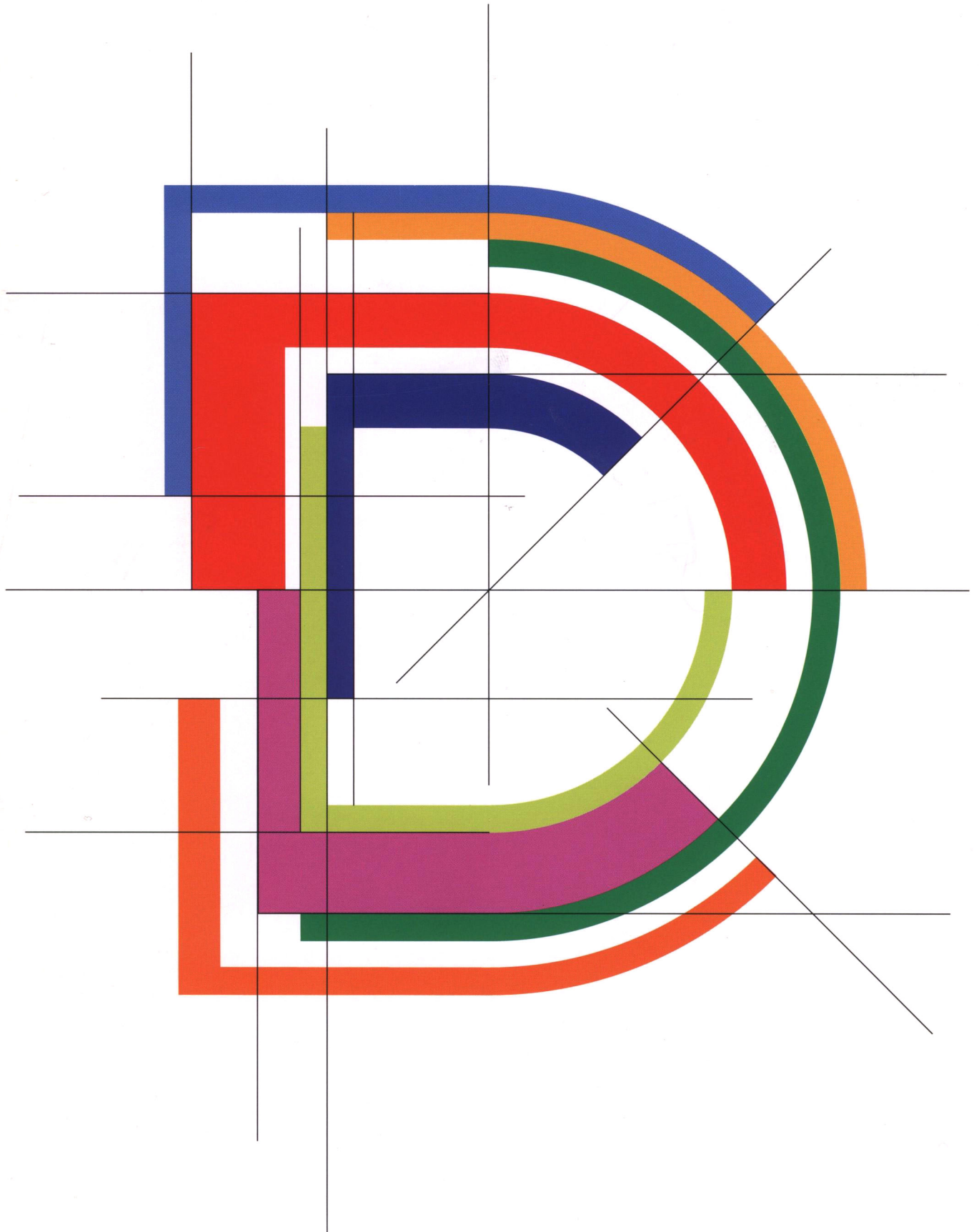


平成7年度

商品デザイン等の模倣盗用問題についてのガイド



はじめに

近年、国際的な社会、経済の変容の中にあつてデザインの重要性がますます高まっていることに伴い、デザインの保護に関する企業の関心も非常に強いものとなっております。また、国際的な規模で知的財産権の保護に関する取り組みが様々な形で行われておりますが、デザイン、商標等の模倣は依然として後を断たずその事例が国内および海外市場においてもしばしば発見されています。

本年度に、当振興会が実施しました模倣実態調査によりますと398件の模倣事例が見られ、模倣の態様も商標をはじめ意匠、技術的創作、著作物におよんでいます。また、模倣品の製造国、流通国についても日本を含むアジア諸国で最も多くなつており、模倣品を発見しても解決するまでにはかなりの時間と費用がかかるのが実態です。

この「商品デザイン等の模倣盗用問題についてのガイド」は、調査結果を踏まえ、企業における商品開発の創造性の尊重と公正な競争秩序を維持する観点から模倣の予防方法、対応方法等を主に取りまとめたものです。

本誌刊行にあたり、ご指導、ご協力いただいた委員各位ならびに関係官庁、関係団体、企業に対し厚くお礼申し上げます。

平成8年3月

財団法人日本産業デザイン振興会

目次

第1章 模倣の予防	1
1-1 創造性の尊重.....	1
1-2 公正な競争.....	1
1-3 予防策.....	1
1-3-1 意匠・商標の保護の仕組み.....	1
(1)独占権の付与又は不公正な行為の規制.....	1
(2)方式と無方式.....	5
(3)保護要件.....	5
(4)先願主義.....	6
(5)属地主義.....	6
1-3-2 予防策について.....	6
(1)模倣品の製造国、流通国への出願、権利化.....	7
(2)出願中又は権利取得の表示による注意喚起.....	7
(3)意匠権、商標権の適正な管理.....	7
(4)同業者団体との話し合いの場.....	7
(5)図面などの保管.....	7
1-3-3 各国の制度.....	7
第2章 模倣への対応	10
2-1 証拠調査.....	10
2-2 対応方法.....	10
2-3 手続・費用.....	11
2-4 わが国における模倣への対応.....	11
(1)輸入の差止.....	11
(2)デッドコピー対策.....	11
(3)著名商標の模倣対策.....	11
第3章 模倣事例	14
第4章 意匠法を中心とする知的所有権の概要とデザインの保護	16
平成6年度デザイン模倣防止セミナー講演録	
(資料)	
1. 関税定率法.....	33
2. 関税定率法施行令.....	36
3. 不正競争防止法.....	39
4. 模倣実態調査のまとめ.....	46
5. 関係官庁・団体照会先一覧、デザイン模倣防止対策委員会・委員.....	48

第1章 模倣の予防

1-1 創造性の尊重

デザインの模倣盗用とは、他人の意匠などの知的努力の成果を、自らは何の努力をすること無く無断で使用することです。模倣者は開発コストをかけないで売れる商品を手に入れることとなります。こうした模倣盗用が横行する事態を放置するならば、新しい創造にむけての意欲が失われるのは明らかです。

わが国においては、第2次大戦後「模倣大国・日本」と称せられた状態から脱するために、意匠法の改正などによる意匠の保護強化とともに、グッドデザイン商品選定制制度など、オリジナルなデザインの創作奨励を行って来ました。こうした努力によってオリジナルデザインの商品が数多く市場に投入されるようになりました。今や世界の市場に向けて新しい生活提案を含むオリジナルデザインの商品が作り出されるようになっていきます。

デザインの模倣対策問題に関しては、まず商品の送り手の側に、創造性を尊重する確固たる気風を作り出すことが必要であると考えられます。

また、経営的観点からみても、技術やデザイン面で他社より優位な部分がない場合には、過酷なコストダウンが強いられることとなるため、オリジナル商品の開発を続けていくことが極めて重要なことになっています。

ところで、デザインにおけるオリジナリティの問題は、趣味感に対する意匠（スタイリング）の問題に止まらず、ある道具や機器の新しい標準となるような形を提供するもの、新しい生活様式を生み出すものなど様々な次元のものがあります。そしてオリジナリティのレベルが高いものほど企業活動にとっては有利になるはずで、そのいくつかの事例を次に紹介します。（事例2～4頁参照）

1-2 公正な競争

経済の健全な発展のためには公正な競争秩序が形成される必要があるわけですが、例えば他人の商標を無断で使用する行為は不公正なものの代表とされます。また、デザインについても、他人のオリジナルデザインを無断でそのまま模倣することは、わが国においても不公正な競争行為とされるようになってきています。（平成5年改正の不正競争防止法）

デザインや商標の模倣問題を検討する際には、こうした「公正な競争」秩序の維持といった観点で検討を行うことも必要です。

1-3 予防策

1-3-1 意匠・商標の保護の仕組み

(1) 独占権の付与又は不公正な行為の規制

デザインや商標は、ほとんどの国に於いて不当な模倣から法的に保護されています。
(5頁に続く)

① 新たな分野へのデザイン導入を図ることで、業界のリーダー的存在となる例

[パワーショベル] 小松製作所



産業機械等に見られるいくつかの問題点として挙げられるのは、3Kイメージを作り上げた労働環境、また、そこでの就業者の高齢化、新卒採用による若年層、パートタイマー等と、熟練度が低い作業員に伴う誤操作による事故率の増加がありました。

その中で小松製作所は、当初からこれらの問題に取り組む、①作業の安全性の確保、②人間工学からの配慮、③操作手順等への理解しやすい表示、等を重点に検討を重ねてきました。

具体的には、①街中で使われる機器として配慮されているか。(幼稚園児がそばを通過して怖くないか。)

②操作者のオペラリティーはどうなっているか。

③操作環境全体でオペレーションの関係は充分考えられているか。(スコップを持った作業者が運転席から見えるか。)、等の配慮がなされているようです。

単に色や形をきれいにするのではなく、労働環境を社会的な視点から総合的に捉え、機械とその置かれている空間、人の動線、それらを整理・統合するというデザイン行為が、業界におきましてオリジナルな商品を生み出したと言えるでしょう。

また、その開発にあたって費やされる情報等、そのソフト化率の高さからも、他に模倣されることへの防止に役立っていると言えます。

② スタンダード性が高いオリジナリティーを生む例

事務鋏 [アレックス] 林刃物株式会社



道具の機能性、使用性等が明快な形に具現化され、さらにそれが一定期間以上（量的にも）販売されつづけられることで、商品としての一つのスタンダードとなりうるものがあります。

この鋏は、ステンレス鋼板をプレス打ち抜きするという画期的な生産方法により開発、デザインされたものです。

オフィスワークでは紙を切ることが主体となり、他の一般・業務用とは用途的に異なってくるものです。逆にそれが、鋏に求められる基本的な機能のみの設計を徹底させることとなり、生産工程の短縮、低価格化等ともあいまって、永く量産しつづけられ

ることとなりました。

開発当初より200円の価格上昇に留まっていることから、市場に支持されていることが伺えます。

さらに、この鋏の登場後、事務鋏分野ばかりではなく事務用の身近機器全体がデザインされ始めるという大きな影響も与えています。このようにスタンダードとなりうる商品は、新たな生活系を獲得・改良していくということで、極めて高いオリジナルな商品と言えるでしょう。

③ 新しい生活スタイルからオリジナリティーが生まれる例

ヘッドフォンステレオ [ウォークマン] ソニー株式会社



「外でステレオを聞く」というキャッチコピーにより販売されたこの [ウォークマン] は、爆発的なヒットとなり、今なおモデルチェンジを繰り返しながら販売されつづけています。

この商品は、ニューヨークのストリートで大きな (当時) ラジカセを肩に乗せて歩いている若者たちの姿からヒントを得て開発されたものと聞いています。

腰のベルトに取り付けて町を歩く若者たちの姿は、当時新しい生活スタイルを生み出し、大きな社会現象にまでなりました。

しかし、ここで言うオリジナリティーとは、ウォークマンのコンパクトさや、色や形、機能等を指し

ているようではないようです。

いわゆる、キャッチコピーにも表現されているように、「外でステレオを聞く」というコンセプトが、高いオリジナリティーを生んだと言えるのではないのでしょうか。

新しい生活スタイルの創造こそが、そこに導かれる道具のオリジナリティーを生み、生活者にとって記憶に残る商品として位置付けられるものとなるでしょう。

新たに開発したデザインや、自社の商標を模倣盗用の被害から予防しようとするためには、こうした法的保護の仕組みを基本的に理解しておく必要があります。

保護の方法は二通りあります。一つは独占権の付与によるものであり、他方は模倣行為を規制する方法です。これらの方法によって正当な権限の無い者による模倣行為を差し止めたり、その模倣行為によって生じた損害を賠償させることができます。

デザインの保護についてみると、まず、新しいデザイン又はオリジナルデザインについてその創作者に独占使用を認める権利（意匠権又は著作権）を与えるという形で保護されます。また国によっては、オリジナルデザインを開発した場合に、そのオリジナルデザイン商品の発売後一定期間（わが国においては3年間）、その模倣行為が不正競争行為として規制されることがあります。

商標の保護については、他人の標章と識別力のあるものは商標権という独占権で保護されるほか、他人の商品又は営業を表示するものと混同を生じるような表示の使用は、不正競争行為として規制されます。

なお、新しくもなくオリジナルでもないデザインについても、例えば長年に亘り特定の企業に使い続けられる等のことにより、あるデザイン（特に包装容器など）が商標的機能（出所表示機能）を獲得すると、その模倣行為は不正競争行為として規制されます。例えば、コカ・コーラ（登録商標）の瓶容器の形状などはその例に挙げられるでしょう。

(2) 方式と無方式

独占権の発生の方法は二通りのものがあります。まず、意匠権や商標権は、特許庁に出願して登録しないと権利が発生しません。これに対し、例えば著作権は創作の完成とともに登録などの手続を要すること無く権利が発生します。前者のように権利の発生について一定の手続「方式」を要するものを方式主義による権利保護といい、後者のものを無方式主義による権利保護といいます。

方式主義により権利が保護される場合には、保護対象と権利者の関係等が公示されるため権利関係が第三者に明らかである反面、権利発生までの手続に一定の時間と費用を要します。

他方、無方式主義による場合、創作時又は使用時から速やかに保護が開始されますが、そのものが保護されているものか否か、真の権利者は誰かといった点では、第三者から見て明らかでない面があります。

なお、不正競争といった観点で行為規制がなされる場合には、登録手続は必要とされません。

(3) 保護要件

例えばデザインに関して見ると、創作されたデザインの全てが保護されるわけではなく、一定の条件を満たすものだけが保護されますが、そうした保護されるデザインが備えるべき条件を保護要件といいます。

世界的に見ると、デザインの保護要件として、多くの国では既に知られたものと比

べて新しいこと（新規性）が必要とされています。また、国によっては著作権法を基礎としてデザインの保護を行っていますが、この場合にはオリジナルなものであること（他のまねでないこと、独創性）が保護要件とされます。

（参考）

GATT-TRIPにおいては、意匠の保護に関し、次のように規定されています。

第4節 意匠

第25条 保護の要件

1 加盟国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。加盟国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとするを定めることができる。加盟国は、主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではならないことを定めることができる。

なお、新規性を保護要件とする国に於いては、出願の時点で新規性があるかどうか判断されるため、原則としてデザインを公表する以前に出願しておかなければなりません。

(4) 先願主義

例えば意匠権のように一つの対象について一つの権利しか発生しない場合に、複数の出願が競合したとき、いずれのものに独占権が与えられるかという問題があります。

これについては米国のように先に創作されたものを保護する考え方（先創作主義）と、日本のように先に出願されたものを保護する考え方（先願主義）とがあります。理念としては先に創作されたものを保護するというのが妥当ですが、創作の完成時点を客観的に明らかにするのは困難です。こうしたことから多くの国では前後関係が明らかでない先願主義を採用しています。

先願主義を採る国に於いては、創作完成後速やかに出願しておく必要があります。

(5) 属地主義

デザイン、商標などの法的保護については各国がそれぞれの国内法で定めており、その権利の効力は各国内にしか及びません。これを属地主義といいます。したがって模倣盗用の予防対策を講じるためには、必要な国ごとに出願して登録しておかなければなりません。

1-3-2 予防策について

デザイン・商標の模倣予防については、先に述べたように、創造性の尊重と公正な競争秩序を維持する気風を作り出すことが大切です。

ですが、より直接的な対策の概要は次に示す通りです。

[デザイン・商標の模倣予防対策]

- ・ 模倣品の製造国、流通国への出願、権利化
- ・ 出願中又は権利取得の表示による注意喚起
- ・ 意匠権、商標権の適正な管理
- ・ 製造国、流通国の同業者団体との話し合いの場を設ける
- ・ 図面などの保管

(1) 模倣品の製造国、流通国への出願、権利化

デザインや商標の模倣予防策、すなわち模倣盗用を未然に防ぐために最も有効な方法は意匠権、商標権の登録であり、登録の出願をしておくことはいざというときにオリジナリティを主張する上でも効果があります。

意匠については著作権法的に保護する国がないわけではありませんが、審査の有無にかかわらず当該国の意匠法による出願を行わなければなりません。

なお、外国に出願する場合には、一般に、出願しようとする国に在住する代理人(弁理士、弁護士)を通じて出願することが義務付けられている点に留意する必要があります。

また、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国に出願する際には特典があり、同条約に基づく優先権を利用すると、最初の国(例えば日本)に出願した日から6月以内に優先権を主張して第2国(例えば製造国)にした出願は、最初の国の出願の時に出願したのと同等の扱いを受けることができます。

(2) 出願中又は権利取得の表示による注意喚起

商品を広告、宣伝する際には、出願中又は権利取得の表示を行い、業界に注意を喚起しておくことが有効です。

(3) 意匠権、商標権の適正な管理

例えば、商標の登録をしておいたとしても、その登録商標がある物の一般的な名称として使われていくことを放置すると、誰の商品についてのものかが判らなくなってしまい保護要件を欠くこととなります。また、不使用により取り消されることもあるため、取得した権利は適正に管理しておかなければなりません。

(4) 同業者団体との話し合いの場

模倣品が必ずしも権利取得後に出現するとは限らず、権利取得後の場合でも相手方との交渉が芳しくない場合もあることを考えると、組合等団体同士の話合いの場を作っておくことが極めて有効でしょう。すなわち、自国の所属団体と相手方の同業者の団体との間で交流を深め、意匠、商標等の工業所有権の問題についても話し合える場を設けておくことも、模倣の予防対策上必要なことといえます。

(5) 図面などの保管

デザインについてみると、多くの国では意匠法によって保護する形を取り、登録のための出願が必要ですが、国によっては先創作主義を採っていたり、著作権法により保護される国もあります。こうした点から考えると、デザインの創作過程での図面資料等については、日付を記録し、必要なものは公証してもらっておくことも有効です。

例えば(社)日本デザイン保護協会の「創作デザインの寄託保管」事業などを利用すると良いでしょう。

1-3-3 各国の制度

模倣実態調査の結果から見ると、アジア州及び米国に於いて模倣が多くなっています。そこで、日本、韓国、台湾、香港、中国及び米国に於ける、意匠、商標の保護制度を次に示します。

各国の意匠制度

	日本	韓国	台湾	香港	中国	米国
法源	意匠法、パリ条約	意匠法、パリ条約	専利法に規定 (第111条~129条) パリ条約未加盟	英国意匠法を適用 (英国意匠権者は 香港においても同 一の権利を享受で きる) パリ条約	特許法(意匠特許)、 パリ条約	特許法(意匠特許)、 パリ条約
権利の取得に 関する主義	先願主義、 登録主義	先願主義、 登録主義	先願主義、 登録主義	[英国意匠法] 先願主義、 登録主義	先願主義、 登録主義	先創作主義、 登録主義
新規性判断の 基準	a)登録出願前に国 内又は外国におい て公然知られた意 匠 (内外国公知) b)登録出願前に国 内又は外国におい て頒布された刊行 物に記載された意 匠 (内外国刊行物) c) a、bの意匠に類 似する意匠	内外国公知、 内外国刊行物	国内外公用、 内外国刊行物	国内公知公用、 国内刊行物	国内公用、 内外国刊行物	内外国公知公用、 内外国刊行物
審査の有無	審査主義	審査主義	審査主義	審査主義	無審査主義	審査主義
存続期間	登録日から15年	登録日から10年	出願日から10年	登録日から5年間 (5年毎に2回ま で更新可)	出願日から5年 (3年だけ更新可)	登録日から14年
意匠登録表示	強制的ではないが、 表示した方が望ま しい	義務ではない	義務づけられてい る	強制的ではないが、 表示した方が望ま しい	強制されない	強制的ではないが、 表示した方が望ま しい

各国の商標制度

	日本	韓国	台湾	香港	中国	米国
法源	商標法、パリ条約	商標法、パリ条約	商標法 パリ条約未加盟	香港商標条例、 パリ条約	商標法、パリ条約	商標法、パリ条約
本国登録の 必要性 (注)	なし	なし	なし	なし	なし	本国登録あるときは必要
国際分類・ 商品の区分	国際商品分類	53分類	95分類	国際商品分類	国際商品分類	国際商品分類
権利の取得に 関する主義	先願主義、 登録主義	先願主義、 登録主義	先願主義、 登録主義	先使用主義と先願 主義との折衷主義	先願主義、 登録主義	先使用主義と先願 主義との折衷主義
審査の有無	審査主義	審査主義	審査主義	審査主義	審査主義	審査主義
出願公告	あり	あり	あり	あり	あり	あり
意義申立	出願公告日から 2ヵ月以内	出願公告日から 30日以内	出願公告日から 3ヵ月以内	出願公告日から 2ヵ月以内	出願公告日から 3ヵ月以内	出願公告日から 30日以内
存続期間	登録日から10年	登録日から10年	登録日から10年	登録日から7年	登録日から10年	登録日から10年
更新	10年の更新可能	10年の更新可能	10年の更新可能	14年の更新可能	10年の更新可能	10年の更新可能
商標権の譲渡	営業とは無関係に 譲渡可能	営業とともに譲渡 可能	営業とは無関係に 譲渡可能	営業とは無関係に 譲渡可能	営業とともに譲渡 可能	営業とともに譲渡 可能
サービスマークの 登録制度	あり、8分類	あり、12分類	あり、12分類	あり、8分類	あり、8分類	あり、8分類

(注) 「本国登録」の要件とは、外国人にして自国以外の国へ出願する場合は、その本国において事前に商標登録のなされていることが要求されるものをいう。

第2章 模倣への対応

2-1 証拠調査

模倣品が発見されたときは、まずその模倣品を入手し、販売事実を裏付ける領収書などの証拠資料を収集します。そしてその模倣品の製造元、流通地域・経路等の調査を行います。

この調査は必要に応じて信用のおける専門家、調査機関を使い、相手方に察知されないように秘密裏に行うことが大切です。

2-2 対応方法

模倣への対応方法の概要は次の通りです。

[模倣への対応方法]

(工業所有権を有する場合)

- ①警告
- ②民事訴訟＝差止めの仮処分申請、裁判
- ③刑事告訴＝当局による差押え、押収、裁判
- ④税関による輸出又は輸入の差止

(工業所有権を有しない場合)

- ①模倣品製造業者、輸入業者、販売業者及びその同業組合等の団体への警告又は抗議
- ②模倣品製造国、流通国の政府機関への訴え
- ③不正競争防止法等による裁判

模倣品の製造販売を停止させるなどの模倣品に対する対応は、その製造国、流通国夫々の国の法令にしたがって行わなければなりません。(属地主義)

意匠、商標の法的保護については、先に述べたように独占権の付与及び不公正な競争行為の禁止という二通りの方法がとられています。したがってまず模倣品の製造国、流通国において意匠権、商標権等の権利があるか否か、不正競争防止法による措置は可能か否かなどを検討します。

模倣品の製造国、流通国において意匠権、商標権等の権利がある場合には、その権利に基づいて民事上・刑事上の法的手段を検討します。また、これらの権利がある場合、国によっては輸出禁止措置を講じてくれるところがあります(台湾、韓国)。

これらの権利を取得していない場合には、公正な競争秩序維持の観点から、例えば不正競争防止法などによる法的保護が可能かどうかを検討します。また法律上の保護が与えられない場合でも、商道徳をもとにした、業界団体を通じる交渉により解決することもあります。

このように模倣品を排除するためには当該国に於いて法的保護を受けることができ

るかどうかが問題となるわけですが、とりわけ、意匠権、商標権などの権利を取得しておくことが最も有効な方法です。

2-3 手続・費用

模倣品の製造国などが外国である場合には、当該国の専門家（弁理士、弁護士）に依頼して行うこととなります。

費用の額は国によって異なり、また事件の難易、複雑性によって差があります。費用の算定方法は、外国の場合、事件の処理に要した時間に弁護士の請求単価を乗じて算出するのが原則です（タイムチャージ）。

2-4 わが国における模倣への対応

(1) 輸入の差止

外国で製造された模倣品がわが国に輸入、販売されると、模倣された企業は甚大な被害を被ることとなります。そこで輸入販売業者に対して措置を講ずる必要があるわけですが、その際にわが国に於いて意匠権、商標権などの権利を有する場合には、これらの権利の侵害として対処する以前に、税関により水際で輸入を差し止めてもらうことができます。

関税定率法第 21 条によれば、税関長は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権又は著作隣接権を侵害する物品（貨物）で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は積み戻しを命ずることができるようになっていきます。

この輸入差止を申請する手続は最近改正され、権利者は「輸入差止情報提供」という形で税関長に輸入貨物が権利を侵害するものか否かの「認定手続」をしてもらうことができるほか、商標権、著作権及び著作隣接権については、「輸入差止申立て」という形の制度が整備されました。（12～13 頁参照）

(2) デッドコピー対策

いわゆるデッドコピーに関してみると、近年の不正競争防止法の改正によって、オリジナル商品については意匠権などの権利が無くとも、差止請求、損害賠償の請求ができるようになりました。（同法第 2 条第 1 項第 3 号、第 3 条、第 4 条）

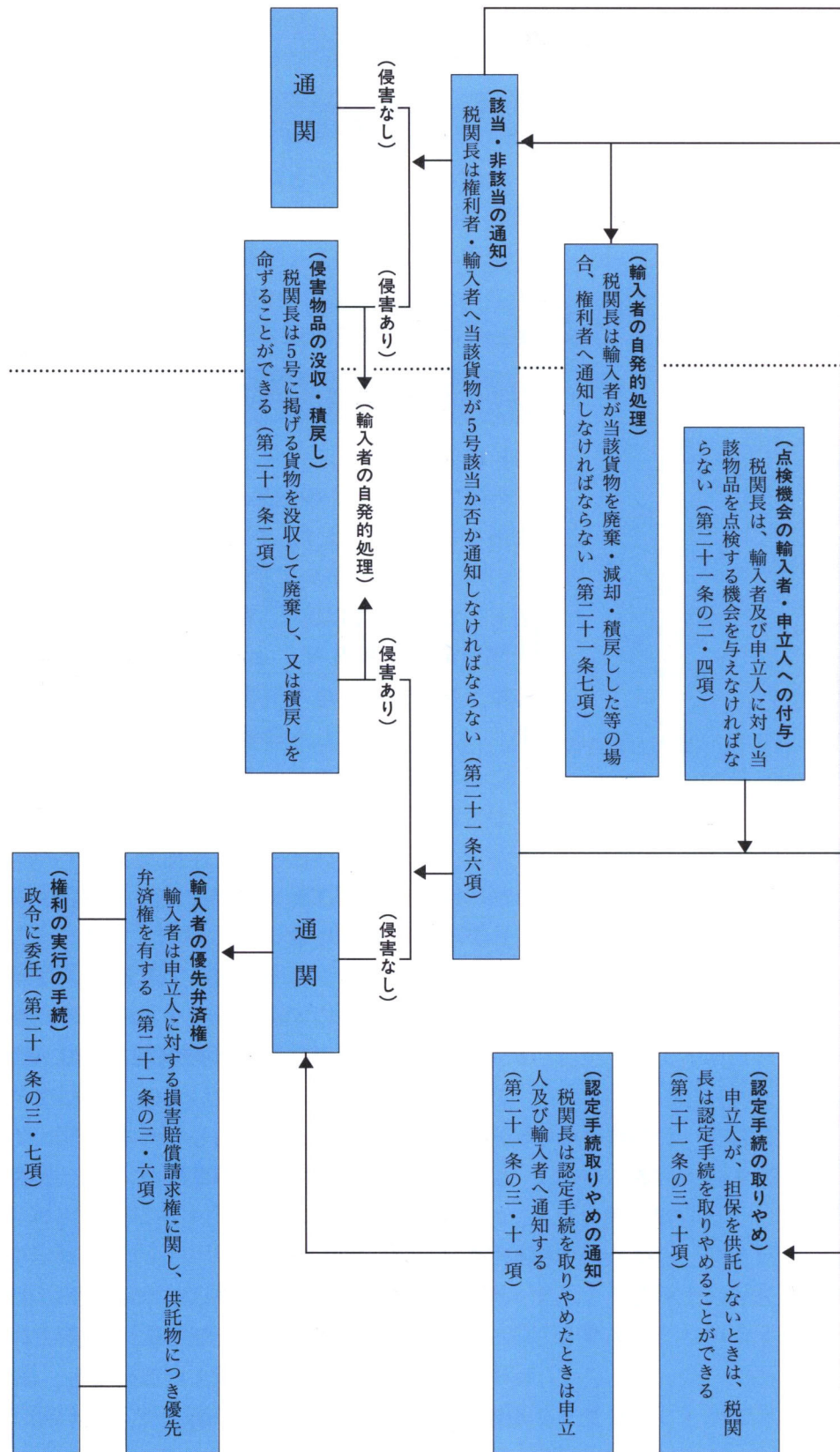
この改正によりわが国に於いては、他人のオリジナル商品の模倣はその発売から 3 年間、不正競争行為として禁じられるようになったわけです。

なお、意匠権等の権利がある場合には、当然ながらその権利侵害として対処することができます。

(3) 著名商標の模倣対策

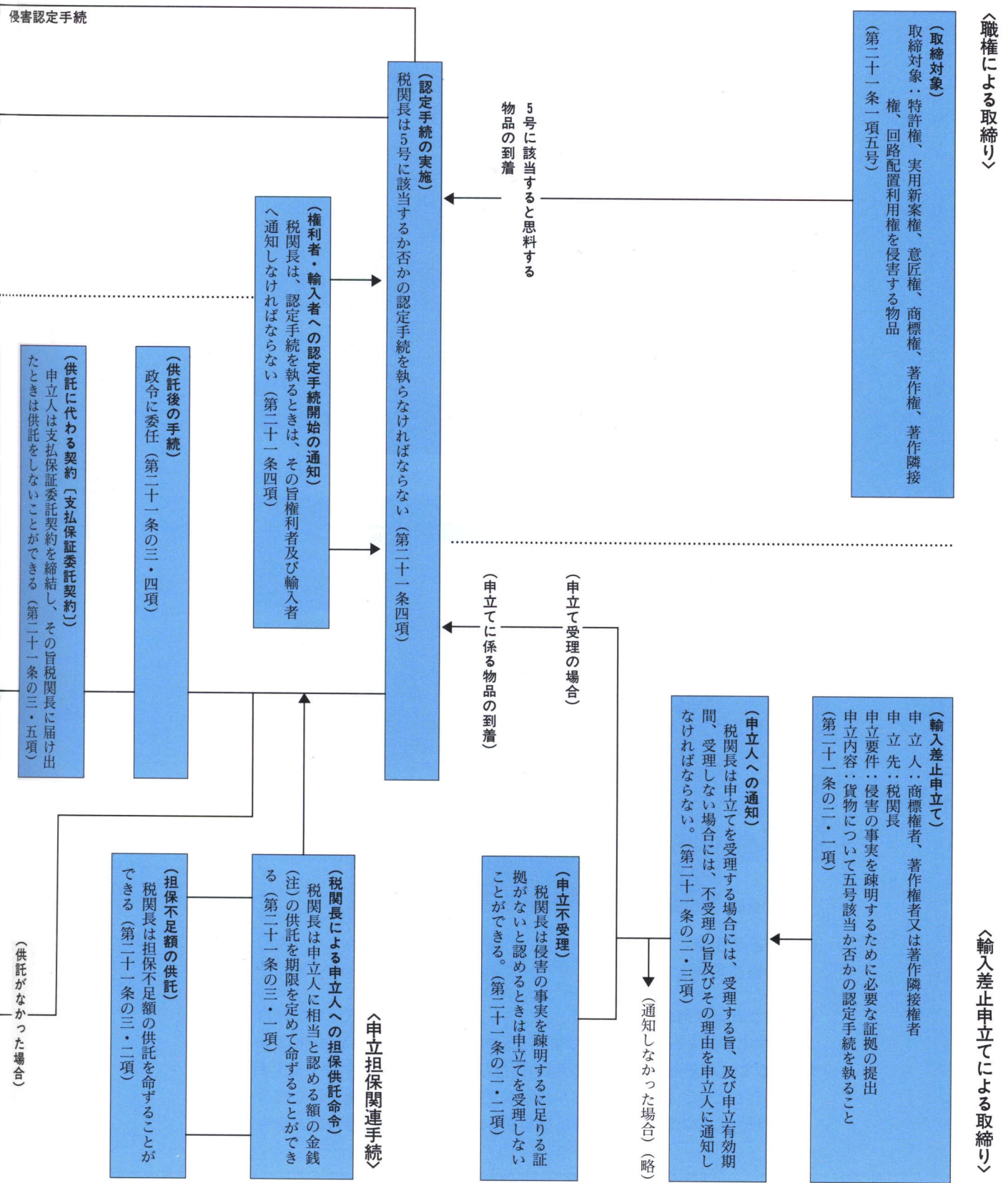
著名な商標については、やはり不正競争防止法の改正によって、商品又は営業の混同が生じない場合でも他人の無断使用を排除できるようになりました。すなわち、いわゆる商標権の権利範囲を越えた部分でも、法的に対応可能になっています。

（同法第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 条、第 4 条）



- (注) 担保の供託対象(第二十一条の三・三、五項)
- ① 金銭
 - ② 国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実に認めるもの
 - ③ 支払保証委託契約

知的財産権侵害物品の水際取締りの流れ

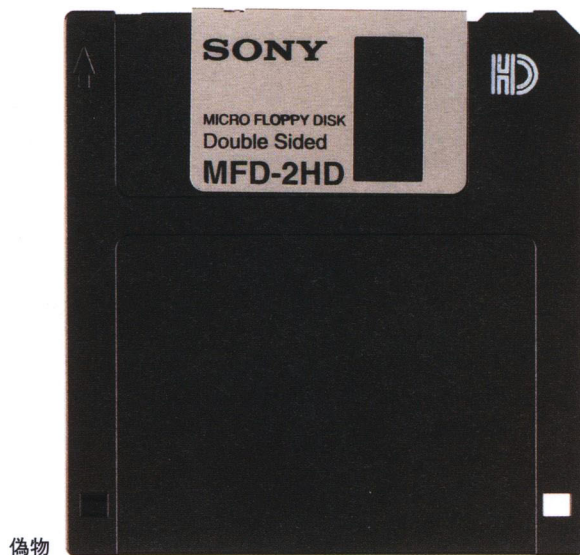
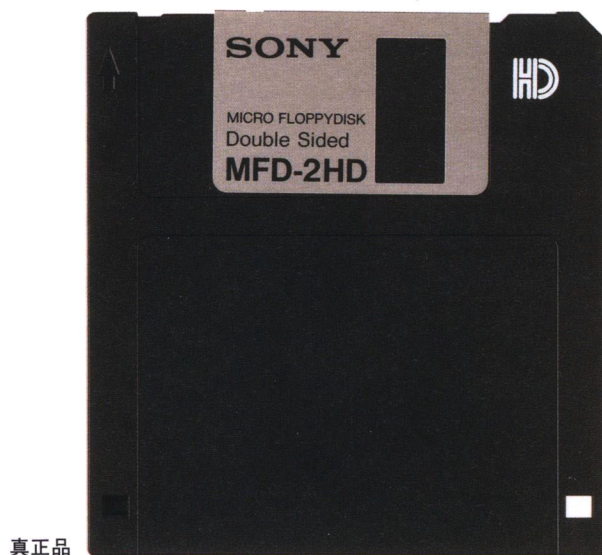


第3章 模倣事例

事例1

3.5インチフロッピーディスク

[商標、意匠]



●真正品の生産・流通状況

中国の製造委託先にて製造

●被害状況及び対処

中国、中山市において3.5インチフロッピーディスクの模倣品を製造(assembly)していた業者に対し、中山市工商行政管理局(AIC)により差し押さえが行なわれ、模造品、ラベル及び未完成品が押収された。

また、同AICの決定により先方には科料RMB200,000が課せられた。

事例 2

オーディオテープ

[意匠]



●真正品の生産・流通状況

国内、タイの自社工場にて製造
アジアを中心に全世界にて販売

●被害状況及び対処

中南米にて大量に流通していた為、税関での差し押さえ手続きをとったところ、パラグアイの税関にて差し押さえられたinvoiceから、香港における取り扱い業者の詳細が判明した。
香港にて民事訴訟手続きをとった。

意匠法を中心とする知的所有権の概要とデザインの保護

平成7年3月14日

(社)日本デザイン保護協会

常務理事 池田和美

(はじめに)

本日は模倣防止セミナーということで、タイトルは「知的所有権の概要とデザインの保護」であります。1時間半足らずということですので、本当の概要だけでなかなか詳しいところまでお話することはできないと思います。

近頃は知的財産権ブームということで、マスコミなどもどんどん取り上げています。そういう意味では、日本でもデザインの保護に関心が高くなってきました。大学で知的所有権という講座を持っていたのが20年くらい前ですが、今ほどマスコミが取り上げてくれなかった。そういうことで今日のようなセミナーは大変いいことではないかと思えます。

基本的にはマスコミがどんどん取り上げるのが良いと思います。先日も『AERA』誌で三宅一生のプリーツ・プリーズの模倣などが出て、これも著作権で裁判を争うという問題とか、朝日の夕刊にも西陣の問題(注1)がある。こういうものがどんどん取り上げられるようになったということが、今日もテーブルが入らないほど大勢集まったことにつながっているの、責任重大と感じています。

最近では日本サインデザイン協会(SDA)などのデザイン団体、JIDA(日本インダストリアルデザイン協会)だとかJAGDA(日本グラフィックデザイナー協会)などいろいろところで関心を持って知的財産権がらみのことをやっているようです。サインデザイン協会のレポートを見ると、不正競争防止法が改正され、5月1日から新しい不正競争防止法が実施されたことを知らない人が80%。「デザインに関して著作権が必要ではないか」という動きがある中で、実際日本で著作権法と意匠法と不正競争防止法にどうかたちでデザインがからまっているかということが、実はあまり知られていないという現状を前提にお話ししたいと思います。

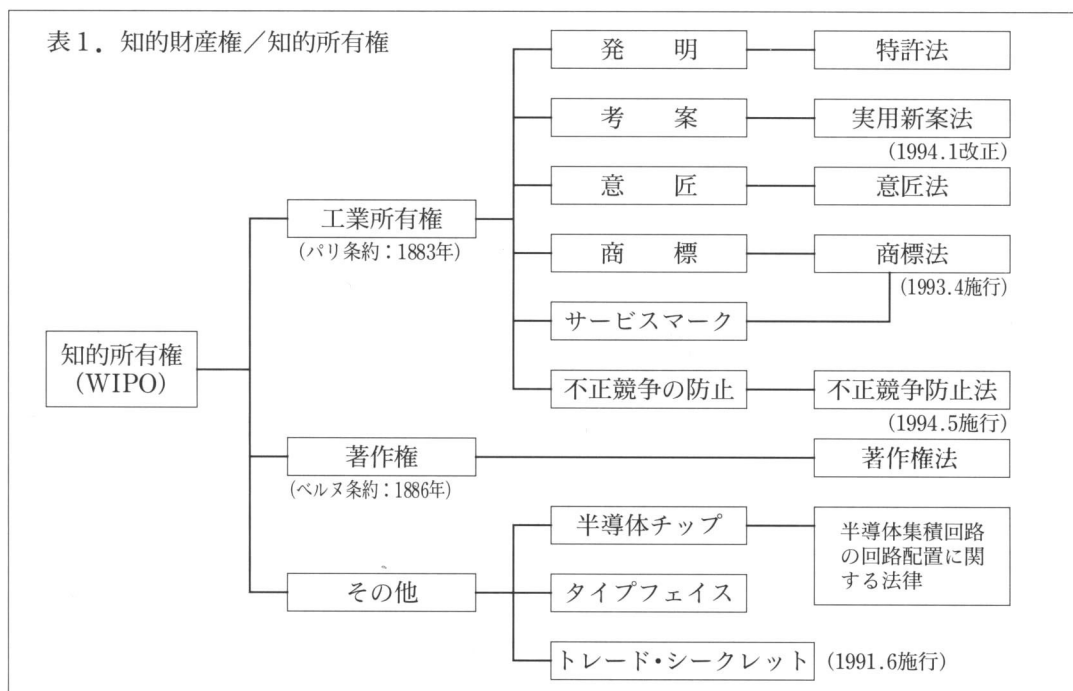
(知的所有権の概要)

知的財産権と知的所有権という二つの用語がありますが、古くは工業所有権プラス著作権で知的所有権という言い方をしました(表1)。役所の関係では著作権は文化庁の所管であり、工業所有権は通産省、特許庁の所管です。

東大の知的財産権関係のオーソリティーの中山教授が、「知的財産権」という言葉を使い始めました。最近では知的財産権の方が言葉としては多くなっているようです。レジュメの初めに知的所有権と書いてあります。基本的には工業所有権。これは特許、実用新案、意匠、商標、サービスマークを含めて不正競争防止法等を含めて広い意味での工業所有権です。それから著作権法。さらに知的財産がらみでは半導体チップの集積回路の回路配置とかトレードシークレットというものまで含めて、これを全体で知的財産権と言っています。

特許法等については、デザインの開発、商品の開発等をやっている中でどうしても特許もからんできますし、実用新案もからんできます。実用新案については去年の4

月1日改正で、無審査で登録ということになりました。したがって審査に何年もかかってということではなく、あくまでも出願をすると同時に登録されるという無審査寄託制度に変わっています。



商標法については、一昨年93年4月にサービスマークについての保護というのは世界でブービーですが、遅ればせながらサービスマークの保護をやるようになりました。

不正競争防止法については、94年5月1日施行です。デザインの保護に関してみるとこの改正は、戦後最大のエポックメイキングな改正ではないかと思えます。

また、著作権法等全体で知的財産権と言っています。工業所有権法と著作権法が日本の大きな柱になっています。工業所有権法というのは、あくまで出願をし、手続きをすることによって権利が形成されるもので、産業立法です。これに対して著作権法は、デザインをし、ものを創作したときに自動的にそこで何の手続きもなしに権利が発生する人格権的な自然発生権であり、これはあくまで文化立法です。

工業所有権法については、明治20年に日本の産業革命、富国強兵ということで、特許法を整備しないと海外からの技術移転ができないということで、海外からの技術移転をしやすくするために特許法の改正をやりました。日本ではお上から権利を付与するという「権利付与」という言い方がされ、今でも特許庁などで使うことがあります。本来的には発明権、創作権というように、もともと創作をして発明をしたときに権利があるものです。本来、審査というのは、それが独占権を与えるに値する妥当性があるかどうかをサーチするものです。したがって権利付与というのはおかしいではないか、というのがかなり古くから、衆議院議長などの清瀬一郎さんが『特許法原理』と

いう本の中でそういうことを言っています。それが本来の正しいとらえ方です。基本的には産業立法であるけれども、もともとの創作の保護という点からいくと著作権法と同じような人格権的なものを考えざるを得ない。

日本に於いて著作権法は、出版条例を母体として応用美術とか美術工芸にまでおよぶかどうかという議論があります。現在美術におきましては、美術の価値は一品制作で、絵画、彫刻などの純粹美術は美術工芸品も含めて一つしかないところに経済価値がある。したがって、量産されるものに著作権はおよばないという素朴な考え方がずっとありました。昭和45年にも意匠法と著作権法との切り分けということで、著作権法の改正がありました。法域論というものがあって意匠法と著作権法を分けるべきだということで、そこでの二重保護を全くしないということできています。

ただ、著作権に関してはベルヌ条約というのがあり、国際条約で日本もその中でブラッセル規定を批准しています。ベルヌ条約のブラッセル規程では、日本の国内法を整備すればインダストリアルデザインも含めて工業製品を著作権法で守ることはできるということを批准しています。ですから日本が著作権法を整備さえすれば、デザインが著作権法で守られるというところは担保されています。あとは著作権法の改正に対してどれだけニーズがあるかという今後の問題になってくると思います。

(デザインの保護に関する世界の動向)

欧米におけるデザインの保護はどうなっているか。レジュメにしたがいましてID(インダストリアルデザイン)の二重性格。これはインダストリアルデザインというのは産業革命における工業化から始まり、当初は英国とかフランス、特にリヨンあたりでテキスタイルを中心にデザインの保護が始まりました。1750年頃、フランスのリヨンを中心に意匠法というものがスタートしました。その後1850年頃から各国で行われ、ドイツでは1876年に意匠法です。日本は明治22年、今から108年ほど前に意匠法が整備されています。

特許や商標と違い、デザインの保護については各国で違ったシステムがあり、非常に多様です。工業所有権と著作権法との狭間みたいなものです。工業所有権であるような著作権でもあるようなという曖昧な立場にデザインがあるものですから、世界各国でばらばらになっています。

デザインの保護の方法はどういうふうにしていくか。まず、意匠法というきちんとした特別法による保護。これはアメリカではデザインパテントということですが、特許法の中にデザインパテントという条文があるだけですが、日本と同じような審査による特別法で保護しています。応用美術に関する著作権による保護は、今後の問題です。

また、商標による外観の保護は、今、立体商標というのがあります。アメリカでは、有名なコカコーラのビンが立体商標としての権利を持っています。日本でもちょうど特許庁で立体商標の最後の段階に入っています。近々商標法が改正され、立体商標が

できると思います。世界各国でパッケージ関係を立体商標で保護しています。商標保護もデザインの保護と非常に関係が深い。フランスでは、コダックのコダックイエローの黄色が商標権で確立されています。日本ではモルトの黒ラベルで金と黒を使っているのはどうのというように、色彩に関してはデザインと関係が深い。ワンカップ大関などのブルーも、他のメーカーもみんな同じブルーを使うという状況があります。色彩とかデザインと商標の関係は、常に商標法を頭に中に入れておかないとデザインの保護は十分にできないのではないかと。

不正競争防止法の観点からのデザインの保護はどうかというと、やっと日本も法改正されました。やはり先進国はずっと不正競争防止法による保護をやっています。

特許、実用新案法などはデザイン開発と技術の不可分性、機能と形態の融合という工業デザインなどの関係からいくと、デザインの中で特許出願が出てくる。例えばねじなどでも、マイナスねじしかないところにプラスねじを開発する。これは当然デザインでもありますが、新しい発明ということで特許権の確立が出ます。特許、実用新案法によるデザインの保護は、非常に大きな関係があります。

意匠法としてデザインの保護をどうやっているかということ、各国においていろいろなシステムがあります。あくまで自然発生権でなく、審査をしないにしても、意匠法、工業所有権法では登録手続を必要とします。また、意匠法などの場合に新規性と独創性という両方の条件を満たすのが必要ですが、著作権の場合は独創性のみで、新規性は要求されません。著作権というのは模倣ではなく、それぞれがオリジナルに開発した場合、例えば九州と北海道と東京でほぼ同時期に同じようなデザインが発生した場合に、お互いに知らないで創作した場合には全員に権利が発生する。ところが意匠法の場合は絶対的な独占排他権で、いちばん最初に出願し権利化した者だけが実施できる。残りの人は全然知らなくてやって模倣でなくても、知らなくて実施しても排除されるという強い権利です。

一方、保護期間については、著作権は死後50年と非常に長いのですが、工業所有権、意匠法の場合には非常に強い権利を与えるだけに期間を短くしています。今は意匠法は15年です。

(パテントアプローチとコピーライトアプローチ)

世界的に見ると意匠法にも二つの方向（保護システムの考え方）があります。パテントアプローチとコピーライトアプローチです。世界的にはパテントアプローチすなわち審査をしていくというのが主流で、特許法と同じような考え方です。コピーライトアプローチは無審査で、出願をしても審査をしないで権利を設定する。日本の実用新案法が今度はそういうふうになりました。これは権利が不安定です。というのは、審査をしていないのでどこにどういう公知例があったか、どういうものが過去にあったかということがまったく分からないまま権利設定をしています。権利がいつ傷物で

だめになるかどうか分からない。権利が不安定で、しかもどちらかというとデッドコピーの保護に近い、権利が小さい傾向があります。ただ手続きが簡単で早い、安いということが特徴です。

これはフランス、ドイツ、ベルリン、オランダ、ルクセンブルグ、ベネルクス三国、WIPO(世界知的所有権機関)、ジュネーブの知的所有権庁がやっている国際寄託などが該当しますが、だいたいヨーロッパが中心でコピーライトアプローチをやっています。ドイツなどでもデッドコピーだけだめだという不正競争防止法的なものです。特に旧ドイツ意匠法は非常に著作権法的だったものですから業界が非常に不満を持ち、ミュンヘンの有名なマックスプランク研究所が約1000社の企業にアンケートを取り、現在の意匠法ではだめだということでもかなりパテントアプローチになった意匠法に1989年に改正しました。それ以来、意匠公報も発行するというので、ややパテントアプローチに振ってくる国もあるようです。

パテントアプローチではイギリスとデンマーク、フィンランドなどの北欧4国、ハンガリー、アメリカ、日本。これは権利が安定して企業活動の面から見るとプラス面が多いのですが、何しろ審査に時間がかかる、お金がかかる。そういう意味で小回りが利かない。コピーライトアプローチは、どちらかという司法で負担を大きくする。審査主義は司法での負担よりは行政で負担をしていくという考え方です。したがって権利が安定しているので、裁判はあまり多くなりません。ところがパテントアプローチではなくコピーライトアプローチで無審査でやると。めったやたらと裁判が増え、日本では弁護士さんの数だとかいろいろなもので司法コストは被りにくいという感じです。日本の企業では、意匠法について審査をやってほしいという方が過半数を占めているのが現状です。

(保護されるデザインの条件)

保護対象としては装飾的なデザイン、審美的デザイン。機能的形態、技術的な形態はだめだということです。インダストリアルデザインの性格としてなかなかA、Bを分けるのは難しい。たまたま昭和58年にヨーロッパの各国の特許庁の意匠担当者を回って話す機会がありました。各国とも法律だけを読むと非常に違います。アメリカなどでもあくまでオーナメンタル(装飾的)なものでなければだめとか、各国で法律の条文は違います。私も語学はあまり得意ではないので、日本の意匠公報でデザインっぽくないもの、パーツ、機能部品という意匠公報をいろいろ持って行きまして各国の担当者に見せたら、「(意匠登録するのに)全然問題がない」。デザインをやっている実態、デザイン界の実態とか産業界の実態があまり変わらないものだから条文の差ほど現実の差が無く、ほとんど何の問題もないということでした。何を出願し、どういうものが権利化されているかという実態は、ほとんど差がないというのが印象でした。

ベネルクスなどでも、技術的成果を得るために不可欠なものはだめだとか、アメリ

かもオーナメンタルなもの以外だめだとか、日本でも美感を起こさせるものとなっています。日本の意匠法で美感を起こさせるものとなっているけれども、実際に意匠公報を見ると非常に機能的なメカニクなパーツなどがいっぱい登録になっています。何が美しいか美しくないかという美感は、ゼネレーションによっても男女差によっても地域によっても全部いろいろな差があります。審査官が美しいと思うか思わないかで審査をやった日には、どうにもならない。あまりにもバラつく。美感を起こさせるものというのは、あまり汚いもの、こんな機能の解決だけで何のデザイン的なものもないという例外的なものを排除するという運用をしています。だいたい各国とも同じようです。

次に新規性の要件です。工業所有権・意匠法の場合、新規性が要件になります。絶対的な新規性と相対的な新規性があります。審査主義の要件としては、あくまで非常に高い新規性を要求します。これは同時に保護範囲が非常に広がってきます。日本では出願日を基準としています。日本に入っていないくても、外国で既にそういうものが出願日以前にあったというものは登録をしないという世界公知制度を採っています。

戦後、昭和34年の意匠法改正の頃には、世界公知制度ではなく日本国内で公知のものだけを排除し、アメリカだとかヨーロッパで公知であっても日本で公知でなければ権利を与える（相対的な新規性の要件で登録する）ということをやると、羽田に行って雑誌を拾って出願するというように、当時は向こうのものを模倣して権利化しようという風潮がありました。そういうものを排除し、世界的に見ても日本の意匠の保護が、国内の場合、わがままではなく、公正な保護をしているというスタンスをとるべきだということで世界公知制度を採りました。

（著作権法との二重保護）

英国では元大英帝国関係のところ、大英帝国テリトリー全部に権利がおよぶということをやっています。ほとんどの場合、英国は意匠公報を発行していませんが、審査をした上で登録します。登録になったときは、出願日から権利が発生ということになっています。そういう意味では合理的です。審査に2年かかっても、権利は出願日から発生する。

ところが日本とアメリカは、審査をして登録になって登録設定して初めて権利が発生するということになっています。登録手続に入るまでは、まったく無保護です。この辺が現行意匠法の非常に大きな問題です。フランスでは当然、創作時から保護します。出願以前の創作のレベルです。非常に著作権的な考え方ですから、創作と同時に意匠権が発生するという考え方を取っています。

意匠法と著作権法がどこまでだぶって保護されるか。ここが今後のいちばん大きな問題になってきます。各国の状況を見ると、全面的二重保護はフランスです。デザインの保護としてはいちばん進んでいます。フランス特許庁では審査をやっていないと

いう点で意匠法は弱いのですが、ただ非常に著作権法が強い。もともとフランスなどでは意匠法とか特許法とか工業所有権法に関する整備が遅れていたため、審査の能力を持っていない。

ヨーロッパ特許庁を設立するというのは、ヨーロッパの著作権法的なスタンスの国々が自分のところで各個に審査の能力をつけるのは無理だろうということで、ヨーロッパ全体でヨーロッパ特許庁をつくり、そこで審査をしようということをやらざるをえなかった。これはフランスあたりの著作権的なスタンスが強かったことの影響だと思います。フランスが意匠法をつくったのは、パリ条約という工業所有権法の世界的な条約がありますが、それに加盟するためには意匠法が必要だということでした。それ以前は、デザインは全部著作権法で保護されていた。フランスでは著作権法がデザインの保護の大きな柱になっています。

条件付き二重保護は、ベネルクス三国とドイツ、イギリス、北欧四国、アメリカ、日本も、一部条件を整えば二重保護をしています。

本来パテントというのは意匠法も含めて権利期間が切れた後は公共の財産で、だれがそっくり真似をして同じものをつくってもいい。その代わり権利期間中にしっかり元を取れというのがパテントの原則です。ヨーロッパは特にその辺が違います。日本でも問題になると思いますが、ベネルクス三国では、意匠権が切れた後著作権が残ります。つまりベースとしてもものをつくったときに著作権が発生する。一定期間企業として必要なモノポリーとして、意匠権を形成する。それが切れた後も、著作権は残る。したがってドンピシャリおなじものをつくるのはだめだということです。そういう意味ではまったく工業所有権法の世界ではあり得ない、イロハのイのところ違います。これはこれで本来ではないかと私などは思います。

ドイツでは一定レベルの美術的な独創性とか美術的な内容の違いなどによって、一定レベルを超したものについてはデザインパテントと著作権の両方の保護があります。北欧4国では、美術的な作品、著作物的なものについてはダブルで保護している。

アメリカでは、つい最近まで機能的なものやデザインとの不可分なものについて、機能性とかたち、美術的なデザイン面から見て不可分なものについては著作権ではだめだという考え方でした。先週日本デザイン保護協会のほうでアメリカ特許庁からリチャード・ワイルダーという意匠法関係担当の課長クラスで、ヘーグ条約などでキーパーソンになっている人を呼んでセミナーを開きました。リチャード・ワイルダーから聞いた最新の話では、アメリカ特許庁は著作権とデザインパテントとのダブルプロテクションはOKである。従来からずっとダブルプロテクションがあっただけというスタンスでいたが、アメリカのコピーライトオフィスが、どちらか一方だということでは選ばせる。分野にもよりますが、ダブルプロテクションに対してコピーライトオフィスのほうが腰を引いていた。ところが先週呼んだ時のワイルダーの話で先週、ですから先週、アメリカのコピーライトオフィスがアメリカ特許庁と同様にダブルプロ

テクションでいくという方向転換をした。一ヶ月程度で法整備がされる。

アメリカではたぶん近々、分野によってすべて全部何でもということではないでしょうが、工業デザインを中心としてデザインパテントとコピーライトの両方の二重保護でいこうという踏み切りをしたということです。これは日本にも大きな影響があります。アメリカがこうなったという外圧があれば、日本でも文化庁著作権課がある程度動かざるを得ない。そういう意味では、デザインの保護に関して今後の大きな動きの中の朗報ではないかと思います。

イタリアも意匠法と著作権法のダブルはだめで、あくまでもどちらかということです。

その辺については最近ファッションデザイン関係でいろいろありますので、この辺についての動きがどうなっているか、ちょっと調べました。日本ではあくまで純粋美術と同視できる程度の観賞性が必要だということです。日本ではデザインに著作権が発生することに関しては、環境が整っていない。特に企業などがやりにくくなるということです。昭和45年の現行著作権法の改正の時には、今問題になっている西陣織について問屋筋が、染色図案に著作権が発生すると困るとか、デザイン屋さんに変な権利を与えられるとやりにくいということで、染色図案に著作権が発生しないようにしてくれという要望を繰り返したことがありました。それが象徴的です。今後もデザインに著作権が発生すると困るという企業のスタンスは、どこかでまた出てくるのかなという気がします。

アメリカでのファッションについては、現在著作権がありません。テキスタイルに関しては著作権法があります。この辺でアメリカも分かれていたのですが、やっとフランスに近い方向でダブルプロテクションに行く。

フランスでは、ファッションもIDも全てのものについて著作権法が認められる。特にファッション製品についてはフランスはかなり力を入れていいますから流行ファッション法などで刑事罰を、また婦人服や毛皮、刺繍、靴というオートクチュール用のアクセサリーについては違法な複製を防止するために刑事罰までやっています。さらに今度は刑事罰を強化した偽造品販売防止のための法律が制定されたようです。これは確認していません。

ドイツでは不正競争防止法の一般条項を利用してライフサイクルの短いもののスラビッシュコピー、デッドコピーに対して民事的な救済を認めました。ショートライフの商品とかモード製品については、1年程度の保護期間の下に不正競争防止法で保護しています。

イタリアは基本的に著作権法と意匠法が完全に分離していますが、イタリア政府は、著作権法の解釈を変更することを明言しています。これはまだ調査が必要ですが、模造品製造を防止するために厳しい刑事罰を科す法律が採択されたもようです。これは最新情報です。フランスもイタリアも、この辺については確実な情報は持っていません

んが、各国とも模造品防止に対する法整備が徐々に進んできているみたいです。

(英国の非登録デザイン権法)

イギリスで、非登録デザイン権法というのが施行されました。イギリスにおいては、従来著作権法と意匠法とが結果として二重保護を認めていました。イギリスでは、図面、設計図に全部著作権が発生します。図面に著作権が発生し、それに基づいて作った製品にも著作権が発生します。結果として、全くデザイン的でない機能的なものにも著作権が発生してしまう。死後50年という非常に長い厚い保護です。結果として、全ての立体物等について無制限に著作権が発生し得るという環境にありました。

イギリスではそれでは困るということで、著作権の中から機能的なもの、デザイン的なものを排除し、著作権はあくまで純粋美術的なものに限っていこうということにしました。デザインパテント、意匠法はそのままおいて、意匠権を確立するまでもないようなデザイン的なものについてはデザイン法でやろうということで、イギリスでは登録手続のいらぬ非登録デザイン権法を制定しました。これは保護期間が10年で、死後50年という厚い保護を与えないようにするためです。著作権法で、やたらなものを保護し過ぎないようにしようという目的でデザイン権法をつくったわけです。

イギリスの非登録デザイン権は、EC共同体とイギリス植民地内、あるいは同様の法律のある国ということで相互主義を取っています。日本でデザイン権法的なものはないわけですから、イギリスでは日本の企業はデザイン権法の恩恵にあずかれない。パリ条約などは相互主義ではなく、各国ともそういう制度がなくても保護されます。イギリスの非登録デザイン権法だけは相互主義を強硬に打ち出し、日本でデザイン権法、著作権法が整備されない限り、イギリスではデザイン権法の享受ができないという問題があります。

アメリカも毎年のようにゲッパート法案とかモアヘッド法案とか、アメリカ特許庁の登録手続によるデザインパテントだけではなく、デザイン権法を追加しようということで毎年議会に提出しました。4年ほど前にアメリカのデザイン保護に関する最も有能な弁護士さんのセドマンという人呼んで話を聞いた時、今度のアメリカ商工委員会はデザイン権法に理解のある人が委員長になったから、今度はたぶん通るだろう、大丈夫だろう。したがってアメリカもイギリスと同様にデザイン権法が制定されるという話でしたが、その後全然制定される気配がない。

先週アメリカから来たりチャード・ワイルダー氏にその辺はどうなっているのかと聞いてみたら、自動車のクラッシュパーツなどを中心にアメリカの保険会社がロビー活動をやり、全部押さえ込んでしまった。保険会社がゴーサインを出さない限り、アメリカでデザイン権法が制定される可能性は全く無い。当分だめでしょうという話でした。したがってアメリカもデザイン権法の恩恵にあずかれない。EC統一意匠法というのがヨーロッパで制定の動きがありますが、やはり同様に保険会社が活動してい

て、その辺がネックになっています。日本では考えられないのですが、保険会社がデザイン権法に反対しています。

(日本におけるデザイン保護)

日本におけるデザイン保護は、意匠制度がいちばん中心です。私も長い間意匠法にかかりました。昭和34年に改正された、戦後復興、日本が輸出立国でやっていこうという時のものです。34年当時はインダストリアルデザインという言葉がほとんど無く、デザイナーといえば服飾デザイナーということでした。芸大などでも図案科とかで、私などが入ったところにやっと工芸計画などがあった時代です。産工試が工芸ニュースを発行しているという時代の法律です。今の日本のデザインの多様化という点では制度の機能が低下し、出願件数がどんどん減っています。意匠法については今後の改正をやらなければいけない。

現在も特許庁で部長をヘッドに意匠制度ラウンドテーブルで、アイコンはどうだとか、保護すべきものはもっともっとあるではないかということで動いています。法律改正では、行政というのはどうしても先行しにくい。ニーズがあって初めて改正ということで、ニーズもないのに役所から勝手にどんどん改正するという方向では動きません。今後の業界からの声を集約して行かざるを得ない。しかし、なかなかそういう声が塊として出てこない状況です。

著作権法については日本はブラッセル規定を批准していますから、法律改正さえすればいくらかでもデザインの保護はできます。これはジュエリーデザインだろうがクラフトだろうが、そういうものの保護はできます。ただ著作権法というのは自分が権利を行使する場合も行使される場合も、相手が自分のものを模倣したということを立てなければいけない。立証責任が権利者に負わされている。この辺が非常に使いにくい。

意匠法の場合にはそういうものは何もなく、挙証責任の転換が条文で決まっています。相手が模倣したということを立てる必要も無く、似ていればだめだと言うことができます。著作権法の場合は、どうしても挙証責任が自分にあるということでそれなりの手当をしておく必要があります。アメリカなどでは、下請けとかデザイナーとか企業がいろいろ商品開発で議論をしていく場合に、図面に全部日付と見た人のサインをしていくという習慣があるように聞いています。日本ではなかなかそういうことはできない。

不正競争防止法のときもそうですが、模倣の立証ということがこれから裁判でどれだけやっていけるか。その辺の問題があります。やっと文化庁でも、通産8団体、JAGDA、JIDA、SDA、JCDA(日本クラフトデザイン協会)、JJDA(日本ジュウリーデザイナー協会)等というところの8団体を中心に、著作権法改正でのヒアリングを開始していると聞いています。そういうものによって日本でも著作権法によってデ

ザインの保護がされるということは、これから大いに考え得るのではないだろうか。

不正競争防止法の今般の改正はデザインに関するエポックメイキングな改正だと思えます。従来の不正競争防止法では周知商品、これはどこそこの何という、周知徹底してだれが見ても分かるようなもの、あの商品はあの企業のものだというだれでも知っている周知性のあるものについては、模倣した場合に不正競争防止法によって排除されました。

この周知性というのが非常に難しい。ナイロンの糸を使ったナイロールフレームの眼鏡、胡椒の缶で銀色と紫の四角いギャバンというメーカーの缶、蚊取り器とかアルミホイールなどで、不正競争防止法によって模倣デザインが排除されたものはかなりありますが、それにしても非常に適用が難しかった。

今度はデッドコピー禁止。これは発売から3年間、とにかく意匠権がなくても著作権がなくてもデッドコピー、ヨーロッパで言うスラビッシュコピーの商品を販売した場合は、模倣者を排除できるという法律です。意匠法では審査で1年半と時間がかかりますから、出願して1年半、2年経って登録になるまではいっさい無保護であったものが、不正競争防止法によって少なくとも意匠権が確立される前に排除できるということです。これに関しては著作権法と同様に、登録手続も何もいらぬ。

ただし、発売から3年間ということですから、売り出してすぐはいいですが2年とか2年半経っていると、発売してから2年なのか2年半なのか3年以上なのか難しい。あくまで不正競争防止法で何かをやって行こうというときには、発売日を特定するような自分なりの証拠の担保をしておく。したがって証拠の保全ということがどうしても必要です。これについてはデザイン保護協会などでデザインの寄託だとかカタログの寄託だとかいろいろなこともやっています。業界単位で対応するとか、いろいろな方法があると思います。そういう必要はあります。

発売から3年を限度として模倣商品に対しては直ちに条件無く、当然裁判所の問題になりますが、過去の損害の回復、損害賠償だけではなく、将来に向けた模倣行為の差止めの請求ができます。今回は、それに対する罰金なども非常に大きくなりました。少なくともデザインに関しては、著作権、意匠権など何もなくても、とにかくコピー商品が出た場合には不正競争防止法で弁護士さんに頼めば直ちに訴訟手続ができる。

しかし、どこまでがコピー商品と言えるかといいますと、この辺については難しい。日清食品のシーフードヌードルと似たようなもので新聞沙汰（注2）になって、今回サントリーのモルツも問題（注3）になっています。ああいうものでどこまでをデッドコピーと言えるのか。新聞沙汰になっている両方は、あそこまでは不正競争防止法でカバー仕切れないのではないかと思います。そこは訴訟の積み重ね、判例の積み重ねによってどこまで行けるか。ドンピシャリでなければだめとは法律には書いてありません。あくまで模倣したものを排除できることになっています。模倣というのはどこまでなのか。

これは行政の側と違って、裁判官の方は法律の運用にフレキシビリティがあり、模倣だという心証形成をすれば、ある程度の幅で排除していく判例が出て行くのではないかという感じはあります。模倣の場合には、裁判所はいろいろな条文を引っ張りだします。大日本印刷の壁紙の事件などは、結局民法の不法行為というものを引っ張り出して模倣者に対して厳しく当たる。司法では、比較的模倣に対して厳しい対応を取るのが続いています。今後の判例の積み重ねによっては、日本のデザインに関する保護としては非常にエポックメイキングなものになるのではないかと。

3年間というのは何が根拠なのか。EC統一意匠法案が3年間というデッドコピーの禁止をやっている。また、平成3年に、デザイン保護協会が各企業に対してアンケートを取ったときの、デザインの開発から製品化までの期間が3年を妥当だとしたというのが根拠になっています。

商標法もデザインの保護です。しかし、特許法は発明者、実用新案法は考案者、意匠法は創作者ということで、あくまで自然人が創作することを条件としていますが、商標法は出願に創作者も何もありません。いきなり出願人。商標法では創作の保護という位置付けをとっていない。デザインの保護という点からは実に不思議な法律です。これは立体商標が保護されるようになって、名前が出てこない。したがって、マーク、ロゴは当然デザイナーは一生懸命やるものであり、デザインの創作活動の結果であるにもかかわらず、デザイナーの人が出てこない。

ロゴもデザインし直されて変化します。ソニーのロゴなども長い間に少しずつ変わっています。ああいうものの保護はあまりにも薄い。デザイン保護協会に対する問い合わせでも、マークとかロゴの権利はどうなっているのか。どうも著作権はなさそうだ。商標を調べるといっても容易ではない。これについては、当然著作権が発生しないとしても保護はされていない。今もいろいろなところの保護から落ちこぼれているのが、マークとかロゴではないか。これについては登録システムがないと調査のしようもないわけです。別に審査をすることもないとか、無審査寄託で登録とかという話もあるでしょうし、役所がやらないのなら比較的こういう仕事に携わっているJAGDAで登録手続をやって調査できるようにするのも一案です。著作権法が本来ですが、その辺については落ちこぼれている。

輸出品デザイン法はほとんど使命達成であり関係ありません。

今、関税定率法というのがあります。これは輸入規制で、模倣防止などに大きな力のあるものです。あくまで工業所有権、著作権、著作隣接権とかの権利があることを前提として関税定率法で輸入差し止めができる。これについては最近新聞などに出ているガットのTRIPS協定が6年半ぶりに妥結しました。これを受けて関税定率法を改正して輸入差し止め申立による取り締まりを今回やるようになりました。情報提供によってもやる。職権だけではなく、模倣商品が日本に入ってくるのを水際で防止する。

これは判断の困難性があります。大蔵省の関税局では類否の判断というものが出来

ないので、それについては弁護士とか弁理士さんの鑑定書で、何でもかんでも類似だと言えれば全部止めるということではなく、そこでの客観性という点からいくとしかるべき判断の能力のある人間の判断で止めて、止め過ぎた場合にはこれに対してペナルティーが来るということがあります。大蔵省関税局の中に、知的財産権情報センター（CIPIC）という組織をつくっています。ここで水際防止の大きな活躍をしています。これも出来て間がないのですが、今後とも模倣防止の一番大きな柱になるのではないかと。

日本では業界別とか地域別の自主登録みたいなものがあります。箱根の寄せ木細工とか、福島あたりの漆器とか、大分の竹細工というものがあります。家具デザインセンターとか自転車工業会の自転車の関係の登録、アルミホイールの自主登録、そういうライフの短いもの、創作レベルが必ずしも大きくないもの、国が税金を使って意匠法で保護して行こうというところまで行かないものについても、一定の業界の秩序に寄与する必要があるということで、自主登録制度を持っています。

今般の不正競争防止法改正が追い風で、今まで模倣があっても何も権利がないので業界の紳士協定でやっていましたが、やたら他人を排除すると独禁法に触れるということがあり、非常に動きにくかった。今回の不正競争防止法で堂々と模倣品に対して業界がらみでビシッと排除できる。自主登録などは追い風で、やりやすくなっています。

意匠制度については、意匠法だけでもどれだけ時間があっても足りません。現行の意匠制度では保護できるものは動産的なもの、有体物で視覚的に目で見える美的形態ということです。普通の工業デザインとかグラフィックデザインなどかなりのものについてデザインを保護していますが、現在の日本のデザイン分野から見ると非常に狭い。例えば今デザインというとプロダクトだけではなくデザイン的な商品計画、オーバーに言えば都市計画とか庭、工場あたりのレイアウト、人の動きをどうデザインして行くかということなど、目に見えないインタangibleなものにデザインの分野が広がっています。

そういう点からいくと、デザインの分野よりは意匠法でカバーしている部分があまりにも狭いのではないだろうか。審査に馴染む馴染まないは別として、アイコンだけとかタイプフェイスとかデザイン概念的なセット的なものとか、そういうものについての保護を、今後はやって行く必要があるということ。これについては特許庁を中心に勉強しています。

意匠法については著作権法と違って、あくまで出願をし、登録を受けなければ権利が発生しません。これについては色々と規定があります。日本の意匠権は絶対的な独占権ということで、模倣でなくてもとにかく他人を排除できます。製造、使用、複製、輸入を独占ということで、これに対する強い独占権であり拳証責任もいないということで、権利さえあれば企業としては有効なものです。

また、輸入に関しても、意匠権を国内で持っているとは輸入を排除する権利があります。キャロウェイのビッグバーサというゴルフクラブなどは日本で意匠権を持っているものですから、平行輸入の物を差し止める。権利者がそういう物を排除する。したがって本来真正な商品であるにもかかわらず、日本での価格維持のために意匠権を使っている。これは特許も同様ですが、工業所有権法を自分達の市場での価格維持のために振り回している。権利濫用ではなかろうかというご指摘もあります。現在の法律を読む限り、輸入を差し止める権利があるということです。この辺は今後問題になります。消費者としては安いにこしたことはないという問題があります。議論は分かれているのですが、現在までの判決では工業所有権に関する平行輸入の規制を認めています。

意匠法の運用がどうなっているかということ、現在では出願から平均一年五、六ヶ月で登録になっています。意匠の審査はバッチ審査といって、出願があったものを順番にやっていくのではサーチ効果が悪いということで、例えばビデオカメラでしたらビデオカメラをある程度ためて、まとめて100件、200件の審査をするということをやっています。

役所ですから年度で、平成7年度には何を審査するかということ、平成6年の1月から12月までの暦年のものをまとめて平成7年度で処理をして行くことになっています。年度の早いところに審査スケジュールが行くと、非常に早く行く。ただ、年度の終りで来年の3月に審査スケジュールが組まれるとかなり遅れる。やはり100件などをまとめて、それに対して資料を調査するという手間はまとめざるを得ないし、まとめないと最近での各社のデザインの動向みたいな全体像が見えてこない。

その代わり、スケジュールによっては審査が遅い。かといって無審査主義にするわけにもいかないし、その辺についてどうしようかということで、特許庁では近年「早期審査制度」というのを設けました。模倣品が出た場合に、こういう模倣品が出たので現在出願しているものについて早く審査して欲しいという早期審査を導入しています。ちょっとしたサーチは要求されますが、たいしたものを要求していませんし、料金もありません。

現在出願しているものについて模倣品が出回った場合には、特許庁へ申請して、それが認められれば審査着手して、1ヶ月後には審査官は登録査定を書く。後は番号がついたりするのでちょっと時間がかかりますが、模倣品が出た場合には出願さえしておけば1ヶ月程度で審査が終了するという早期審査制度をやっています。そういう意味では、出願さえしておけば早急に権利化が可能なシステムは用意されています。

(今後の方向)

日本におけるデザイン保護の問題点と課題についての現状の概略の話をしたと思います。

意匠法改正については、デザイン保護協会にもデザイン保護委員会を設け、特にライフの短いもの、未保護分野の拡大、デザイン業界の多様化・複雑化、ニーズの多様化に関しての色々な勉強をしています。ライフサイクルの短いものは、もともと審査する意匠制度に馴染まないもので、ワンシーズン限りみたいなデザインについて意匠法で対応するというのは無理です。これはまさに不正競争防止法などでやっていく。

不正競争防止法が改正されたことによって、意匠法がもっと早くなければいけないという環境はだいぶ変わってきました。本来意匠法が何をどのようにして保護していくか。意匠法については、著作権法が曖昧で不正競争防止法が曖昧な状況で、全部意匠法でカバーしなければいけないのではないかということで、そういう意味で非難もあり、遅いという話もありました。不正競争防止法が改正され、今後著作権法でデザインがどこまで保護されるかということで、色々なものが顕在化していった初めて、本来の意匠法というのはこういうものについて保護して行くというテリトリーがきちんとしてくるのではなかろうか。そういうものを視野にいれながら、勉強のし直しが必要です。

著作権法については、文化庁とデザイン8団体とのヒアリングがぼつぼつあるかと思えます。デザイン全部が一気に著作権で保護されるのは難しい。今はグラフィックなものについてはかなり著作権法で保護されています。これは出版条例からの歴史があり、写真とか出版がらみのものについては著作権法が確立されています。やはり近いかなと思うのは、ジュエリーデザインです。これは非常に美術工芸的なものです。まさにいちばん著作権法に馴染みやすいのかも知れません。また、クラフト的なもの、こういうものは美術工芸的なものに近い。やれる分野からデザインを著作権法で守って行くことを、どこかが先鞭をつけ、徐々に広げて最終的には工業デザインまでやる。世界的に見ると、工業デザインが著作権法で保護されていない点では日本は後進国だと思います。

著作権法と意匠法については、デザイナーの側から見ると著作権で保護されて当然、企業側からいくと意匠権がないと困る部分については意匠権を確立すればいい。退職した後も著作者が著作権を持っているとやりにくいと言います。これは今般JIDAでも産デ振（日本産業デザイン振興会）でもやりましたが、企業とデザイナーの契約の問題です。そこでいくらかでもカバー出来ます。基本的には意匠法と著作権法のダブルプロテクションが、文化程度の高い国であれば両方あるべきだと思います。

国際的なハーモナイゼーションという点からいくと、ヘーグ協定というのがあります。これはヨーロッパの無審査主義国を中心とする意匠の条約です。EC統一意匠法などが出来ることによって、ヨーロッパ中心ではなくアメリカ、日本、できれば東南アジアまで入れたワールドワイドな条約にしなければ全く意味がなくなってくるということで、WIPOを中心に日本とかアメリカの審査主義国が入れるような形での改正を急いでいます。日本の対応が一番のポイントです。今年の6月に第5回の専門家会合

がありますが、うちからも代表をずっと出しています。

EC統一意匠法は、スペアパーツ、クラッシュパーツの関係で非常に遅れています。EC共同体が各国ばらばらのデザイン法ではどうしようもないので、統一意匠法をつくるということです。一応法案は完成しているのですが、各国の対応がまだまだ不明で、いつスタートするか分かりません。EC統一意匠法の発効は日本にとっては外圧ということで、日本の意匠法に対する改正の追い風になるのかなという気がします。

(デザイナーの権利意識)

最後にデザイナーの権利意識については、行政の方からすると、きちんとしたニーズがどんどん出てこないと動こうにも動けない。したがって文化庁著作権課が著作権法を改正しようと動くには、デザイナーからとにかくデザインを著作権で守らないのはおかしいということがどんどん主張され、それがマスコミなどで話題を提供し、著作権法でデザインを保護していくべきだと著作権課が言わざるを得ない、言いやすい環境をつくって行く。昔から言われていますが、著作権法でも主張無きところに権利無し。今回、三宅一生がプリーツ・プリーズを著作権で提訴するというところでやっていますが、ああいうものも著作権なのだと言って主張しないと、著作権法に書いていないからだめだということでは困ります。著作権法改正の動きの一つは、柱としてはそういう提訴がどんどんされる必要があるだろうと思います。

これもずっと主張していますが、デザイナーは権利主張をどんどんしなさい。というのは自分の権利を大きく主張していかないのは、裏を返すと相手の権利をあまり尊重しないところにつながっていきます。どんどん権利を主張していくことが必要です。特に工業デザイン、IDなどの場合はグループ活動でやるものですから、当事者意識が割に低いのか、そういう意味での権利意識が無い。グラフィックの場合は一人でやる仕事ですから権利意識が違います。IDの方は権利意識が非常に遅れているような気がします。

産デ振でやっているGマークについては、Gマークの商品意匠を見ると分かるように、海外からのGマーク選定商品はほとんどデザイナーの名前があります。ところが日本の企業の場合は、ほとんどデザイナーの名前が無い。これがおかしい。そこにデザイナーの権利意識の不足している部分があります。社会的には氏名を明記する仕事の方が位置付けはしっかりしている。

90年の歴史を持つ発明協会の全国発明表彰というのがあります。これは常陸宮様などのご臨席の下に表彰式をします。デザイナーがほめられます。デザイナーは奥さん同伴で、奥さんは後ろに立って、デザイナーが前に行ってほめられる。社長は実施功労者としてついでにほめられる。デザイナー、発明者を個人的な仕事として評価して行くという点では、一番古臭い発明協会の進んでいるところです。通産省の中でも、Gマークなどは先端なようで実は名前が出てこない。端から見ていて産デ振に怒られ

そうですが、そういうのがおかしいのかなと思います。

ヨーロッパなどではイタリアなどでもデザインの模倣とか何とかは、他人の権利を尊重するという点から、わりに模倣が少ない。これはある人が言ったのですが、非常に高邁な倫理観で他人のものを模倣しないというわけでは無く、お互いにお互いが模倣しないことが自分の利益につながる。悪い意味ではカルテル意識みたいなものではないか。本当かどうか分かりません。例えば日本では過当競争で、車などは値下げ値下げで、とにかくお互いに足を引っ張る。ところがヨーロッパに長期赴任すると、BMWでもベンツでも注文をしても6ヶ月くらい経たないと来ない。つくれば売れても、つくらない。ある程度ニーズが100あれば90とかその辺で抑えるから、値崩れしない。友達がイタリアでデザイン事務所をやっていますが、デザインも他人のものを模倣したら、真似をしたら仕事がこない。他人のものと違うものをつくって行こうという意識はあるようです。なかなかその辺の本当のところはどこにあるのかはよく分かりません。

基本的にデザイン界全部を含めて、あくまで著作権法が整備され、デザインに関しては著作権で守られ、企業活動のモノポリーとして意匠法は必要である。これは切り口が違うものだから、どちらかがあればいいという問題ではないし、一方だけがあれば十分だということでもない。日本は今までは産業発展のスタンスで意匠法を中心に動いて来たけれども、ここはもう一步、著作権という観点を強化して企業の保護ではなくデザイナーの保護をやることによって、もっとデザインの質の向上が出てくる。これは企業にとって絶対マイナスにはならない。今後、ダブルプロテクションという方向が動いて行くべきではなかろうか。

これは従来ずっと主張していますが、なかなかデザイナーの方にもご理解をいただけませんでした。最近はその感じもずいぶん変わってきているので、ぜひこの際、産デ振などを中心に著作権法がらみの改正に頑張っていて、色々なところで色々な声を出していただければと思います。

デザインの保護、知的所有権という非常に大きな裾野のものなので、概略の駆け足で十分ご理解頂けたかどうか怪しいのですが、こういう機会がありましたら気楽に声を掛けて頂ければ、対応できるものについてできるだけ対応して行きたいと思います。

(ご静聴ありがとうございました。) 文責事務局

(注1) 朝日新聞 平成7年1月5日夕刊

(注2) 朝日新聞 平成6年10月28日朝刊、朝日新聞 平成7年2月7日朝刊

(注3) 日本経済新聞 平成7年1月11日朝刊、朝日新聞 平成7年2月7日朝刊
日刊工業新聞 平成7年2月7日及び2月20日、
日本工業新聞 平成7年2月8日

(資料)

1. 関税定率法 (抜粋)

(輸入禁制品)

第二十一条 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- 一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしから並びに覚せい剤 (覚せい剤取締法 (昭和二十六年法律第二百五十二号) にいう覚せい剤原料を含む。) 並びにあへん吸煙具。ただし、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。
 - 二 けん銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びにけん銃部品。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。
 - 三 貨幣、紙幣若しくは銀行券又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品
 - 四 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品
 - 五 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は回路配置利用権を侵害する物品
- 2 税関長は、前項第一号、第二号、第三号又は第五号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。
- 3 税関長は、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第一項第四号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 4 税関長は、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第一項第五号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続 (以下この条から第二十一条の三までにおいて「認定手続」という。) を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は回路配置利用権者及び当該貨物を輸入し

ようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨を通知しなければならない。

- 5 税関長は、前項の認定手続を経た後でなければ、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物について第二項の措置をとることができない。
- 6 税関長は、第四項の認定手続が執られた貨物 (次項において「疑義貨物」という。) が第一項第五号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は回路配置利用権者及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。
- 7 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該疑義貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は回路配置利用権者に対し、その旨を通知するとともに、第四項の認定手続を取りやめるものとする。
 - 一 関税法第三十四条 (外国貨物の廃棄) の規定により当該疑義貨物が廃棄された場合
 - 二 関税法第四十五条第一項ただし書 (保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除) (同法第三十六条 (許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)、第四十一条の二 (政令で定める者の所有に係る指定保税地域)、第六十二条 (保税工場)、第六十二条の七 (保税展示場) 及び第六十二条の十五 (総合保税地域) において準用する場合を含む。) の規定により当該疑義貨物が滅却された場合
 - 三 関税法第七十五条 (外国貨物の積戻し) の規定により当該疑義貨物が積み戻された場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、当該疑義貨物が輸入されないこととなった場合

(輸入禁制品に係る申立て手続等)

第二十一条の二 商標権者、著作権者又は著作隣接権者は、自己の商標権、著作権又は著作隣接権を侵害する

と認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物が関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について前条第四項の認定手続を執るべきことを申し立てることができる。

- 2 税関長は、前項の規定による申立てがあった場合において、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。
- 3 税関長は、第一項の規定による申立てがあった場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間（税関長がその期間中に関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに当該申立てに係る貨物があると認めるときは、その都度、当該申立てに基づき前条第四項の認定手続を執ることとなる期間をいう。）を、前項の規定により当該申立てを受理しなかったときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならない。
- 4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について前条第四項の認定手続を執ったときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸入しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならない。ただし、同条第七項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

（申立てに係る供託等）

第二十一条の三 税関長は、前条第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての第二十一条第四項の認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

- 2 税関長は、前項の規定により供託された金銭の額が同項に規定する損害の賠償を担保するのに不足すると認めるときは、申立人に対し、期限を定めて、その不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命ずることができる。
- 3 前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実に認めるものをもってこれに代えることができる。
- 4 第一項又は第二項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に関し必要な事項は、政令で定める。
- 5 申立人は、政令で定めるところにより、第一項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の契約を締結し、同項又は第二項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、第一項又は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。
- 6 第一項の貨物の輸入者は、申立人に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同項及び第二項の規定により供託された金銭（第三項の規定による有価証券を含む。第八項から第十項までにおいて同じ。）について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。
- 7 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。
 - 一 供託の原因となった貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当する旨の同条第六項本文の規定による通知を受けた場合
 - 二 供託の原因となった貨物について第二十一条第七項の規定による通知を受けた場合
 - 三 第一項の貨物の輸入者が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、同項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定

する損害の賠償を担保する必要がなくなったことを
税関長に証明し、その確認を受けた場合

四 第五項の契約を締結して、政令で定めるところに
より、税関長の承認を受けた場合

五 供託した有価証券が償還を受けることとなったこ
とその他の事由により現に供託されている供託物に
代えて他の供託物を供託することについて、政令で
定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

9 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要
な事項は、法務省令・大蔵省令で定める。

10 税関長は、第一項又は第二項の規定により供託すべ
き旨を命じられた者が、これらの規定により定められ
た期限までにその供託を命じられた金銭の全部につい
て、供託をせず、かつ、第五項の規定による契約の締
結の届出をしないときは、その供託を命じられる原因
となった貨物について第二十一条第四項の認定手続を
取りやめることができる。

11 税関長は、前項の規定により第二十一条第四項の認
定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立
てをした者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しよう
とする者に対し、その旨を通知しなければならない。

2. 関税定率法施行令（抜粋）

第十二章の三 輸入禁制品

（認定手続）

第六十一条の三 税関長は、法第二十一条第四項（認定手続）の規定による認定手続においては、当該認定手続が執られた貨物（以下この条において「疑義貨物」という。）に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は回路配置利用権者（次項及び第三項において「権利者」という。）及び当該疑義貨物を輸入しようとする者（次項及び第四項において「輸入者」という。）に対し、当該疑義貨物が法第二十一条第一項第五号（特許権等侵害物品）に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他同項の認定手続において使用する証拠を法第二十一条第六項（認定結果の通知）の認定の基礎とする場合は、当該認定手続に係る権利者又は輸入者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。

3 法第二十一条第四項の規定による権利者への通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 疑義貨物の品名

二 疑義貨物に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は回路配置利用権の内容

三 認定手続を執る理由

四 疑義貨物が法第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当することについて証拠を提出し、及び意見を述べる旨並びにその期限

五 法第二十一条の二第一項（認定手続の申立て）の規定による申立てを受理した場合の当該申立てに係る認定手続を執るときにあっては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

六 その他参考となるべき事項

4 法第二十一条第四項の規定による輸入者への通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 疑義貨物の品名及び数量並びにその輸入申告の年

月日（疑義貨物が郵便物の場合にあっては、関税法第七十六条第三項（郵便物を受け取った旨の通知）の規定による通知がされた年月日）

二 疑義貨物が法第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる旨並びにその期限

三 疑義貨物が法第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当すると認定したときは、同条第二項（輸入禁制品の没収等）の規定により当該疑義貨物を没収して廃棄することがある旨

四 法第二十一条の二第一項の規定による申立てを受理した場合の当該申立てに係る認定手続を執るときにあっては、当該申立てをした者又は輸入者（関税法第四十条第一項（指定保税地域における貨物の取扱い）（同法第三十六条（保税地域についての規定準用）及び第四十九条（指定保税地域についての規定の準用）において準用する場合を含む。）、第六十二条の二第三項（保税展示場の許可）及び第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定により疑義貨物について内容の点検を行うことができる場合における輸入者を除く。）は第二号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

五 前項第二号、第三号及び第六号に掲げる事項

（認定手続の申立て手続）

第六十一条の四 法第二十一条の二第一項（認定手続の申立て）の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、これを税関長に提出しなければならない。

一 自己の商標権、著作権又は著作隣接権（次号及び第三号において「権利」という。）の内容

二 自己の権利を侵害すると認める貨物の品名

三 前号の貨物が自己の権利を侵害すると認める理由

四 法第二十一条の二第三項（申立ての受理等の通知）に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（二年以内に限る。）

五 その他参考となるべき事項

（点検の機会の付与）

第六十一条の五 法第二十一条の二第四項（点検の機会

の付与)の規定による点検を行おうとする者は、第六十一条の三第三項第四号又は第四項第二号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同条第三項又は第四項の通知に係る書面の写しを添付して、これを税関長に提出しなければならない。

(税関長の命令により供託した場合の手続)

第六十一条の六 法第二十一条の二第一項(認定手続の申立て)の規定による申立てをした者で法第二十一条の三第一項又は第二項(金銭の供託)の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたもの(次条において「供託をすべき申立人」という。)は、当該供託(法第二十一条の三第三項(有価証券の供託)の規定による有価証券の供託を含む。)をしたときは、遅滞なく、その供託書の正本を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による供託書の正本の提出があったときは、遅滞なく、その旨を記載した書面及び当該供託書の正本の写しをその供託の原因となった貨物を輸入しようとする者に交付しなければならない。

(供託に代わる契約の内容等)

第六十一条の七 供託をすべき申立人は、法第二十一条の三第五項(供託に代わる契約)の契約を締結する場合には、本邦にある銀行、信用金庫、保険会社その他の金融機関で税関長の承認を受けたもの(第一号及び第三項において単に「金融機関」という。)を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 金融機関は、供託をすべき申立人のために、税関長が当該供託をすべき申立人に供託することを命じた金銭の額を限度として、当該供託をすべき申立人に対する法第二十一条の三第一項(金銭の供託)に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者が当該金融機関に対して金銭の支払を請求する権利を有することを確認するものとして当該輸入者の申請により税関長が交付する書面に表示された額の金銭を当該輸入者に支払うものであること。

二 税関長の承認を受けて解除した時に契約の効力が消滅するものであること。

三 税関長の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、

又は契約の内容を変更することができないものであること。

2 供託をすべき申立人は、法第二十一条の三第五項の契約を締結したとき(税関長の承認を受けて当該契約の内容を変更した場合を含む。)は、その旨を記載した書面に、契約書の写しを添付して、これを税関長に提出しなければならない。

3 税関長は、前項の規定による書面及び契約書の写しの提出があったときは、遅滞なく、その旨並びに同項の契約の相手方である金融機関の名称及び所在地並びに当該契約に係る契約金額を記載した書面を当該契約の締結の原因となった貨物を輸入しようとする者に交付しなければならない。

4 税関長は、第二項の規定による書面及び契約書の写しの提出があった場合において、同項の契約を締結した供託をすべき申立人に対する法第二十一条の三第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者から当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額の確認の申請があり、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申請を理由があると認めるときは、当該申請をした輸入者に対し、当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額を確認する書面を交付しなければならない。

(権利の実行の手続)

第六十一条の八 法第二十一条の三第六項(供託された金銭等の還付)に規定する権利(以下この条において「権利」という。)を有する輸入者は、税関長に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 税関長は、前項の申立てがあった場合において、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申立てを理由があると認めるときは、当該申立てをした輸入者に対し、権利を有することを確認する書面を交付しなければならない。

3 税関長は、有価証券が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

4 前三項に規定するもののほか、権利の実行に関し必

要な事項は、法務省令・大蔵省令で定める。

(供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続)

第六十一条の九 法第二十一条の三第八項第四号（供託された金銭等の取戻しに係る承認）の承認を受けようとする者は、その旨を記載した書面に、同条第五項の契約に係る契約書の写しを添付して、これを税関長に提出しなければならない。

2 法第二十一条の三第八項第五号（供託された金銭等の取戻しに係る承認）の承認を受けようとする者は、現に供託されている供託物に代わる他の供託物を供託した上、同号の承認を受けたい旨及びその事由を記載した書面に、当該他の供託物に係る供託書の正本を添付して、これを税関長に提出しなければならない。

3. 不正競争防止法

不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為
- 二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為
- 三 他人の商品（最初に販売された日から起算して3年を経過したものを除く。）の形態（当該他人の商品と同種の商品（同種の商品がない場合にあっては、当該他人の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品）が通常有する形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為
- 四 窃取、詐欺、脅迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）
- 五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで

営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

- 六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の競争その他の不正の利益を得る目的で、又はその所有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 八 その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
- 九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 十 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくはその表示をして役務を提供する行為
- 十一 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為
- 十二 パリ条約（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第二号に規定するパリ条約をいう。）の同盟国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権

利」という。)を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前1年以内に代理人若しくは代表者であった者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

2 この法律において「商標」とは、商標法第二条第一項に規定する商標をいう。

3 この法律において「標章」とは、商標法第二条第一項に規定する標章をいう。

4 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

(差止請求権)

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(侵害の行為により生じた物を含む。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

(損害賠償)

第四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第八条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

(損害の額の推定等)

第五条 不正競争によって営業上の利益を侵害された者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する。

2 第二条第一項第一号から第九号まで又は第十二号に掲げる不正競争によって営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

一 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品等表示の使用

二 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品の形態の使用

三 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る営業秘密の使用

四 第二条第一項第十二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商標の使用

3 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、その営業上の利益を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(書類の提出)

第六条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(信用回復の措置)

第七条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、その営業上の信用を害された者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、その者の営業上の信

用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

(消滅時効)

第八条 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その行為の開始の時から十年を経過したときも、同様とする。

(外国の国旗等の商業上の使用禁止)

第九条 何人も、外国の国旗若しくは国の紋章その他の記章であって通商産業省令で定めるもの（以下「外国国旗等」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国国旗等類似記章」という。）を商標として使用し、又は外国国旗等類似記章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国国旗等類似記章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国国旗等の使用の許可（許可に類する行政処分を含む。以下同じ。）を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を誤認させるような方法で、同項の通商産業省令で定める外国の国の紋章（以下「外国紋章」という。）を使用し、又は外国紋章を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国紋章を使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国紋章の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 何人も、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章若しくは記号であって通商産業省令で定めるもの（以下「外国政府等記号」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国政府権類似記号」という。）をその外国政府等記号が用いられている商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは

役務の商標として使用し、又は外国政府等類似記号を当該商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国政府等類似記号を当該商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国政府等記号の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

(国際機関の標章の商業上の使用禁止)

第十条 何人も、その国際機関（政府間の国際機関及びこれに準ずるものとして通商産業省令で定める国際機関をいう。以下同じ。）と関係があると誤認させるような方法で、国際機関を表示する標章であって通商産業省令で定めるものと同じ若しくは類似のもの（以下「国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、この国際機関の許可を受けたときは、この限りでない。

(適用除外等)

第十一条 第三条から第八条まで、第十三条（第三号に係る部分を除く。）及び第十四条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

一 第二条第一項第一号、第二号、第十号及び第十二号に掲げる不正競争 商品もしくは営業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であって、普通名称となったものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為（同項第十号及び第十二号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）

- 二 第二条第一項第一号、第二号及び第十二号に掲げる不正競争 自己の氏名を不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）
- 三 第二条第一項第一号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が需要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を継承した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為
- 四 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為
- 五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 同号に規定する他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為
- 六 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 取引によって営業秘密を取得した者（その取得した時にその営業秘密について不正開示行為であること又はその営業秘密について不正取得行為若しくは不正開示行為が介在したことを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその取引によって取得した権原の範囲内においてその

営業秘密を使用し、又は開示する行為

- 2 前項第二号又は第三号に掲げる行為によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じて当該各号に定める者に対し、自己の商品又は営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。
- 一 前項第二号に掲げる行為 自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。）
- 二 前項第三号に掲げる行為 他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用する者及びその商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。）

（経過措置）

第十二条 この法律の規定に基づき通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（罰則）

第十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第十号に掲げる不正競争を行った者
- 二 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者（前号に掲げる者を除く。）
- 三 第九条又は第10条の規定に違反した者

（同前）

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰す

るほか、その法人に対して一億円以下の罰金刑を、その人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の不正競争防止法(以下「新法」という。)の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不正競争防止法(以下「旧法」という。)によって生じた効力を妨げない。

(同前)

第三条 新法第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については、適用しない。

一 新法第二条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。)

二 新法第二条第一項第三号に掲げる行為に該当するもの

三 新法第二条第一項第十号に掲げる行為のうち、役務若しくは通信にその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をして役務を提供する行為に該当するもの

(同前)

第四条 新法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、平成三年六月十五日以前に行われた新法第二条第一項第四号に規定する不正取得行為又は同項第八号に規定する不正開示行為に係る同項第四号から第六号まで、第八号又は第九号に掲げる不正競争であって同日以後に行われるもの(次の各号に掲げる行為に該当するものを除く。)及び同日前に開始した同項第七号に規定する営業秘密を使用する行為を継続する行為については、適用しない。

一 新法第二条第一項第四号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する営業秘密を開示する行為

二 新法第二条第一項第五号及び第八号に規定する営業秘密を取得する行為並びにこれらの行為により取得した営業秘密を使用する行為

(同前)

第五条 新法第六条の規定は、この法律の施行後に提起された訴えについて適用し、この法律の施行前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

(同前)

第六条 新法第七条の規定は、この法律の施行前に開始した新法第二条第一項第二号、第三号又は第十号に掲げる行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。)を継続する行為については、適用しない。

(同前)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項から第三項まで又は第四条ノ二に規定する許可を受けている者は、それぞれ、新法第九条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第三項ただし書又は第十条ただし書に規定する許可を受けた者とみなす。

(同前)

第八条 新法第九条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第四条第四項に規定する許可を受けている者については、適用しない。

(同前)

第九条 新法第十条の規定は、この法律の施行前に開始した同条に規定する国際機関類似標章(旧法第四条ノ二に規定する政府間国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又ハ名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノを除く。以下「民間国際機関類似標章」という。)を商標として使用し、又は民間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは民間国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供する行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

(同前)

第十条 新法第十三条(第三号に係る部分を除く。)及び第十四条の規定は、この法律の施行前に開始した附則

第三条第三号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

(同前)

第十一条 この法律の施行前にした行為に関する旧法第三条に規定する外国人が行う同条に規定する請求については、なお従前の例による。

(商標法の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項を次のように改める。

附則第八条第一項に規定する場合においては、それらの登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用については、不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項第一号、第三条、第四条本文、第五条第一項、第二項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項、第六条、第七条、第十一条第一項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)及び第二項、第十三条(第一号に係る部分に限る。)並びに第十四条の規定を適用する。この場合において、同法第二条第一項第一号中「他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。)」とあるのは「他の登録商標(商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)附則第八条第一項に規定する二以上の登録商標のうちその登録商標以外の登録商標をいう。以下同じ。)」と、「商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入して、他人の商品又は」とあるのは「登録商標を使用して他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項中「不正競争」とあるのは「不正競争(前条第一項第一号に掲げる不正競争をいう。次項、次条、第五条第一項、第六条及び第七条において同じ。)」と、同条及び同法第十一条第二項中「侵害されるおそれがある者」とあるのは「侵害されるおそれがある他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第四条及び第七条中「他人の」とあるの

は「他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第五条第一項及び第二項中「侵害された者」とあるのは「侵害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同項中「第二条第一項第一号から第九号まで又は第十二号」とあり、同項第一号中「第二条第一項第一号又は第二号」とあり、同法第十一条第一項第一号中「第二条第一項第一号、第二号、第十号及び第十二号」とあり、同項第二号中「第二条第一項第一号、第二号及び第十二号」とあり、及び同法第十三条第一号中「第二条第一項第一号又は第十号」とあるのは「第二条第一項第一号」と、同法第五条第二項第一号中「商品等表示」とあるのは「他の登録商標」と、同法第七条中「害された者」とあるのは「害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第十一条第一項第一号中「商品若しくは営業の普通名称(ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であって、普通名称となったものを除く。)若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示(以下「普通名称等」と総称する。）」とあるのは「営業の普通名称又は同一若しくは類似の営業について慣用されている登録商標」と、同号中「使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為(同項第十号及び第十二号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。)」とあり、及び同項第二号中「使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為(同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。)」とあるのは「使用する行為」と、同項第三号中「他人の商品等表示が」とあるのは「他の登録商標が」と、「商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に」とあるのは「登録商標に」

と、「その商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為」とあるのは「その登録商標を不正の目的でなく使用する行為」と、同条第二項中「商品又は営業」とあるのは「営業」と、同項第一号中「自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。）」とあるのは「自己の氏名を使用する者」と、同項第二号中「他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。）」とあるのは「登録商標に係る業務を承継した者」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

4. 平成7年度 我が国商品のデザイン、商標、技術的創作又は著作物の模倣実態調査のまとめ (抜粋)

1. 模倣事例の回答件数

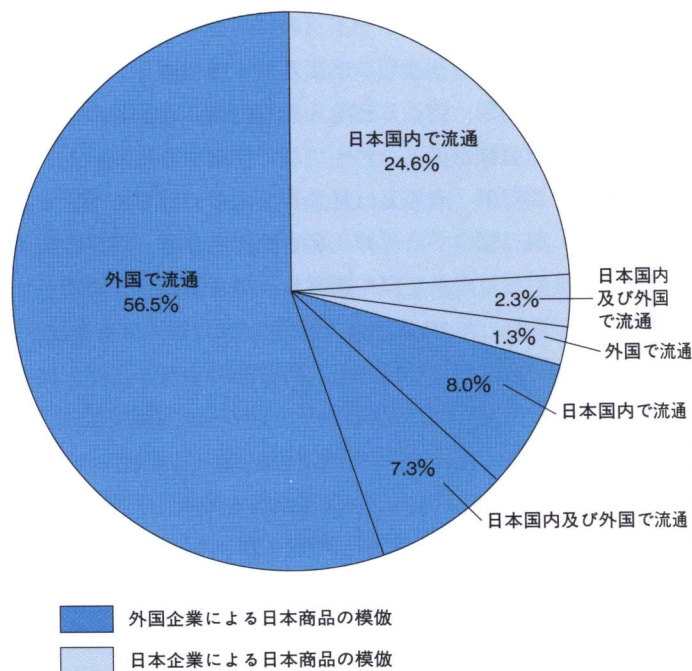
我が国商品のデザイン、商標、技術的創作又は著作物が模倣されたという回答は、平成6年1月～12月までに発見されたもので398件であった。

2. 模倣商品の製造国と流通市場

模倣があったと回答のあった398件について、その模倣商品の製造国と流通市場別の関係について状況を見ると外国企業による日本商品の模倣で、外国で流通しているものは225件と最も多く、全体の半数以上の56.5%を占めている。

次に、日本企業による日本商品の模倣で、日本国内で流通しているものは98件 (24.6%) となっている。また、外国企業による日本商品の模倣で、日本国内で流通しているものは32件 (8.0%) となっており、以下外国企業による日本商品の模倣で、日本国内及び外国で流通しているものは29件 (7.3%)、日本企業による日本商品の模倣で、日本国内及び外国で流通しているものは9件 (2.3%)、日本企業による日本商品の模倣で、外国で流通しているものは5件 (1.3%) となっている (図1)。

模倣商品の製造国と流通市場 (図1)



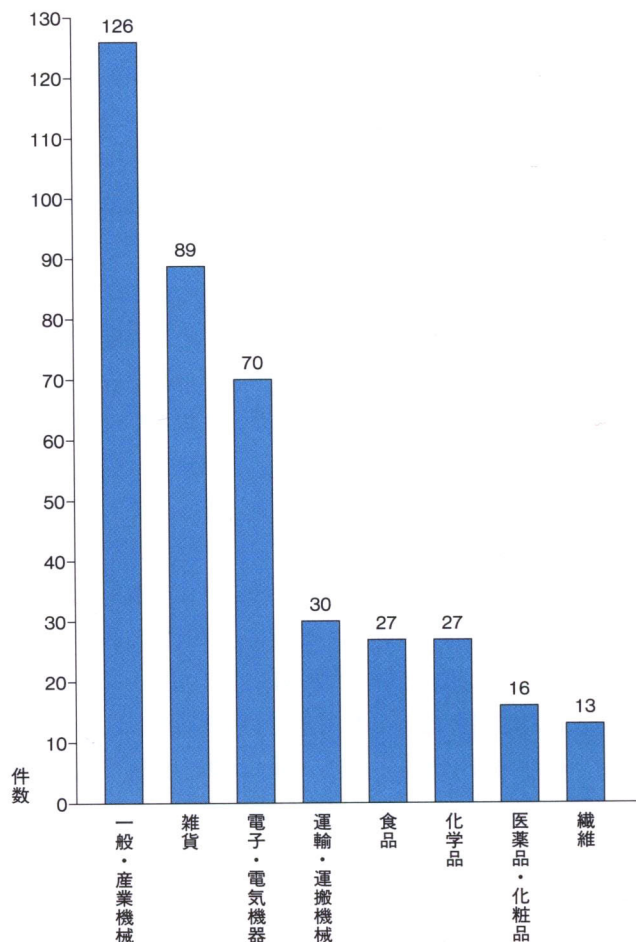
3. 商品分類別模倣事例数

商品分類別の模倣事例数は、時計・ミシン・カメラ等の一般・産業機械が126件 (31.7%)、ライター・玩具・鍋等の雑貨が89件 (22.3%)、テレビ・電卓等の電子・電気機器が70件 (17.6%)、ピストン・エンジンバルブ等の運輸・運搬機械が30件 (7.5%) 等となっている (図2)。

一般・産業機械 (126件) に占める時計及びその付属品は29件 (23.0%) と多く、治療器5件、CLAMP5件 (それぞれ4.0%) となっている。また、雑貨 (89件) に占める食卓・台所用品は7件 (7.9%) と多く、続いて文房具4件、玩具4件 (それぞれ5.0%) となっている。

次に、電子・電気機器 (70件) においては、テレビが5件 (7.1%)、扇風機3件、電卓3件、ケーブル3件 (それぞれ4.3%) となっている。

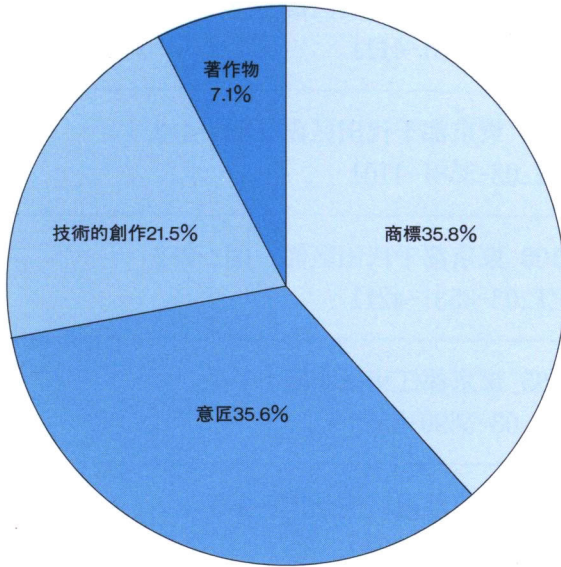
商品分類別模倣事例数 (図2)



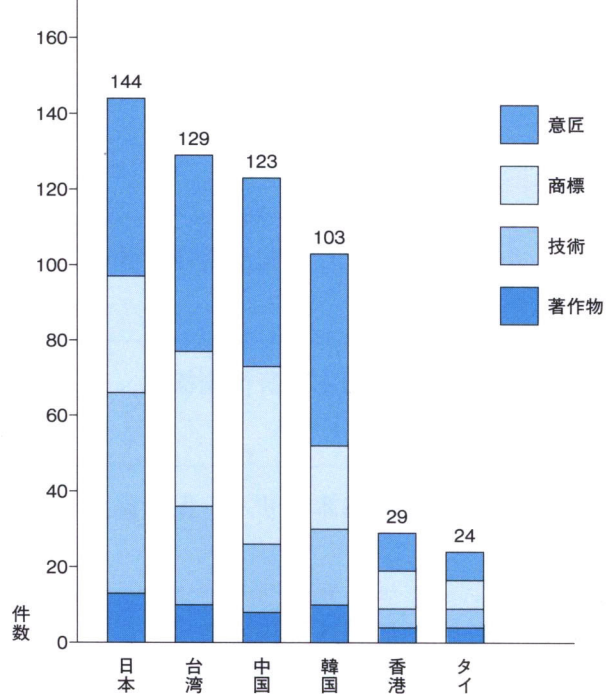
4. 模倣の態様別件数

模倣の態様別件数は、商標192件 (35.8%)、意匠191件 (35.6%)、技術的創作115件 (21.5%)、著作物38件 (7.1%) であり、全体の71.4%が商標と意匠に関するものである (図3)。

模倣の様態別件数 (図3)



製造国 (地域) 別模倣件数 (図4)



5. 製造国 (地域) 別模倣件数

エリア別で見ると、日本を含むアジア州で625件(87.9%)、欧州23件(3.2%)、中南米8件(1.1%)、北米6件(0.8%)、大洋州2件、中近東2件、アフリカ2件(それぞれ0.3%)となっている。

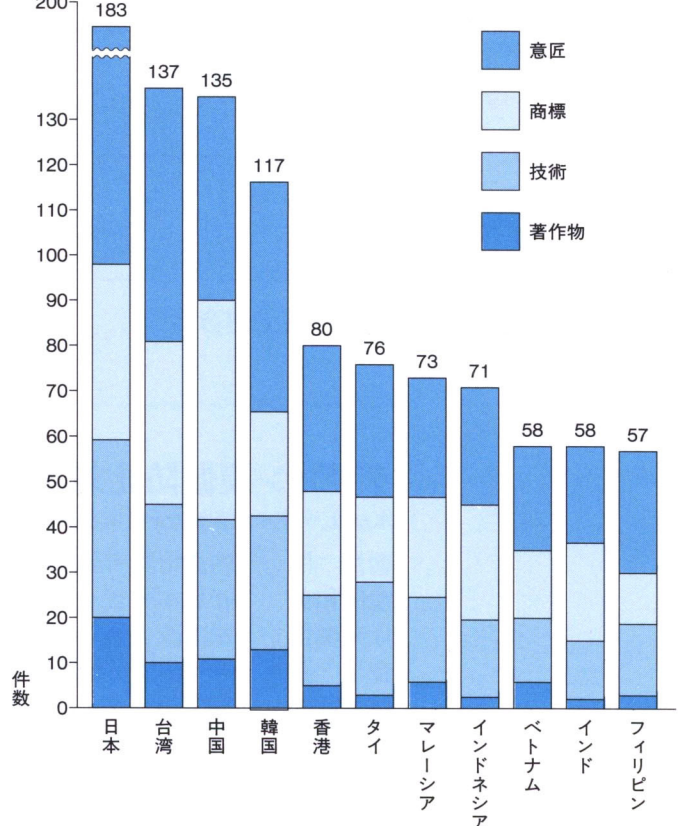
製造国(地域)別では、日本144件(20.3%)、台湾129件(18.1%)、中国123件(17.3%)、韓国103件(14.5%)、香港29件(4.1%)、タイ24件(3.4%)、マレーシア20件(2.8%)等が多い(図4)。

6. 流通国 (地域) 別模倣件数

エリア別で見ると、アジア州1,285件(59.2%)、欧州441件(20.3%)、中近東189件(8.7%)、中南米97件(4.5%)、北米59件(2.7%)、アフリカ45件(2.1%)、大洋州19件(0.9%)等となる。

流通国(地域)別では、日本183件(8.4%)、台湾137件(6.3%)、中国135件(6.2%)、韓国117件(5.4%)、香港80件(3.7%)、タイ76件(3.5%)、マレーシア73件(3.4%)、インドネシア71件(3.3%)、ベトナム58件、インド58件(それぞれ2.7%)、フィリピン57件(2.6%)等が多い(図5)。

流通国 (地域) 別模倣件数 (図5)



5. 関係官庁、団体照会先一覧

大蔵省関税局	〒100 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 TEL.03-3581-4111
特許庁	〒100 東京都千代田区霞ヶ関3-4-3 TEL.03-3581-1101
文化庁文化部著作権課	〒100 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2 TEL.03-3581-4211
(財)日本特許情報機構 (JAPIO)	〒135 東京都江東区東陽4-1-7 TEL.03-5690-5555
(社)日本デザイン保護協会	〒105 東京都港区虎ノ門2-9-8 TEL.03-3591-3030
(財)日本関税協会 知的財産情報センター(CIPIC)	〒102 東京都千代田区麴町4-7-8 TEL.03-5275-5511
(社)発明協会	〒105 東京都港区虎ノ門2-9-14 TEL.03-3502-6181
(財)知的財産研究所	〒105 東京都港区虎ノ門2-7-7 TEL.03-3508-2721
弁理士会	〒100 東京都千代田区霞ヶ関3-4-2 TEL.03-3581-1211
日本弁護士連合会	〒100 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 TEL.03-3580-9841

デザイン模倣防止対策検討委員会・委員

本誌は、デザイン模倣防止対策事業の一環として作成したものであり、下記の方々のご協力をいただきました。

朝倉 悟	朝倉特許事務所弁理士
池田和美	(社)日本デザイン保護協会常務理事
片岡廣也	(株)国際デザインセンター取締役事業開発部長
金子 健	(財)生活用品振興センター専務理事
嶽釜輝夫	(財)国際デザイン交流協会理事
長島純之	(社)日本インダストリアルデザイナー協会事務局長

商品デザイン等の模倣盗用問題についてのガイド

発行 平成8年3月

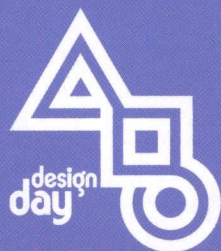
発行者 財団法人日本産業デザイン振興会

東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル別館4階

電話03-3435-5633

印刷 公和印刷株式会社

(禁無断転載)



10月1日は、「デザインの日」です。